

伊方町国民保護計画

令和 8 年 7 月

伊 方 町

一目次

第1編 総論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3
9 地域防災計画等の活用	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の連絡先	11
第4章 町の地理的、社会的特徴	12
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態	20
2 緊急処理事態	21
第2編 平素からの備えや予防	24
第1章 組織・体制の整備等	24
第1 町における組織・体制の整備	24
1 町の各課室における平素の業務	24
2 町職員の参集基準等	26
3 消防機関の体制	28
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	28
第2 関係機関との連携体制の整備	30
1 基本的考え方	30
2 県との連携	30
3 近接市町との連携	30
4 指定公共機関等との連携	31
5 ボランティア団体等に対する支援	31

第3章 通信の確保	32
第4章 情報収集・提供等の体制整備	33
1 基本的考え方.....	33
2 警報等の伝達に必要な準備.....	34
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	35
4 被災情報の収集・報告に必要な準備.....	36
第5章 研修及び訓練	37
1 研修.....	37
2 訓練.....	37
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	39
1 避難に関する基本的事項.....	39
2 避難実施要領のパターンの作成.....	41
3 救援に関する基本的事項.....	41
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	41
5 避難施設の指定への協力.....	42
6 生活関連等施設の把握等.....	42
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	44
1 町における備蓄.....	44
2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	44
第4章 国民保護に関する啓発	46
1 国民保護措置に関する啓発.....	46
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	46
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	47
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	47
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置.....	47
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	49
第2章 町対策本部の設置等	50
1 町対策本部の設置.....	50
2 通信の確保.....	59
第3章 関係機関相互の連携	60
1 国・県の対策本部との連携.....	60
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	60
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	62
4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託.....	63
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	63
6 町の行う応援等.....	64
7 ボランティア団体等に対する支援等.....	64
8 住民への協力要請.....	65

第4章 警報及び避難の指示等	66
第1 警報の伝達等	66
1 警報の内容の伝達等	66
2 警報の内容の伝達方法	67
3 緊急通報の伝達及び通知	68
第2 避難住民の誘導等	69
1 避難の指示の通知・伝達	69
2 避難実施要領の策定	69
3 避難住民の誘導	72
4 避難住民の誘導における事態ごとの留意事項	76
第5章 救援	78
1 救援の実施	78
2 関係機関との連携	78
3 救援の内容	80
第6章 安否情報の収集・提供	81
1 安否情報の収集	82
2 県に対する報告	82
3 安否情報の照会に対する回答	82
4 日本赤十字社に対する協力	83
第7章 武力攻撃災害への対処	84
第1 武力攻撃災害への対処	84
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	84
2 武力攻撃災害の兆候の通報	84
第2 応急措置等	85
1 退避の指示	85
2 警戒区域の設定	86
3 応急公用負担等	87
4 消防に関する措置等	88
第3 生活関連等施設における災害への対処等	91
1 生活関連等施設の安全確保	91
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92
第4 N B C 攻撃による災害への対処等	93
第8章 被災情報の収集及び報告	96
第9章 保健衛生の確保その他の措置	97
1 保健衛生の確保	97
2 廃棄物の処理	98
第10章 国民生活の安定に関する措置	99
1 生活関連物資等の価格安定	99
2 避難住民等の生活安定等	99
3 生活基盤等の確保	100

第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	101
1	特殊標章等	101
2	特殊標章等の交付及び管理	102
3	特殊標章等に係る普及啓発	102
第 4 編	伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処	103
第 1 章	基本的な考え方	103
1	原子力災害対策重点区域	103
2	武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方	105
第 2 章	平素からの備えや予防	106
1	原子力事業者の武力攻撃事態等への備え	106
2	伊方発電所の警備の強化等	106
3	愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会への参加	106
4	武力攻撃原子力災害におけるモニタリング体制の強化	106
5	武力攻撃原子力災害における原子力災害医療体制の強化等	106
6	武力攻撃原子力災害に備えた国民保護に関する啓発等	107
7	要員の安全確保に必要な資機材の強化	107
8	緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用	107
第 3 章	武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	108
1	伊方発電所における武力攻撃の兆候の通報（伊方発電所長等が行う通報）	108
2	放射性物質等の放出等の通報等	108
3	現地対策本部の設置	108
4	原子炉の運転停止等の要請	109
5	武力攻撃原子力災害の公示の通知	109
第 4 章	武力攻撃原子力災害への対処等	110
1	放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等	110
2	応急措置の実施	111
3	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	111
4	武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達	111
5	武力攻撃原子力災害における住民の避難等	111
6	武力攻撃原子力災害における緊急時モニタリングの実施	112
7	武力攻撃原子力災害における原子力災害医療の実施	112
8	飲料水・飲食物の摂取制限等	112
9	要員の安全の確保	112
10	事後対策の実施	113
第 5 編	復旧等	114
第 1 章	応急の復旧	114
1	基本的考え方	114
2	公共的施設の応急の復旧	114

第2章	武力攻撃災害の復旧	115
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	116
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	116
2	損失補償及び損害補償	116
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	116
4	他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	116
第6編	緊急対処事態への対処	117
1	緊急対処事態	117
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	117

目 次

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

（1）町の責務

町は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛媛県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）、緊急対処事態における国民保護措置に準じた措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

（2）町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

（3）町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

キ ア～カに掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第5編 復旧等

第6編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、伊方町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

《資料編：7-2 伊方町国民保護協議会条例》

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本に居住、又は滞在している外国人その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等の活用

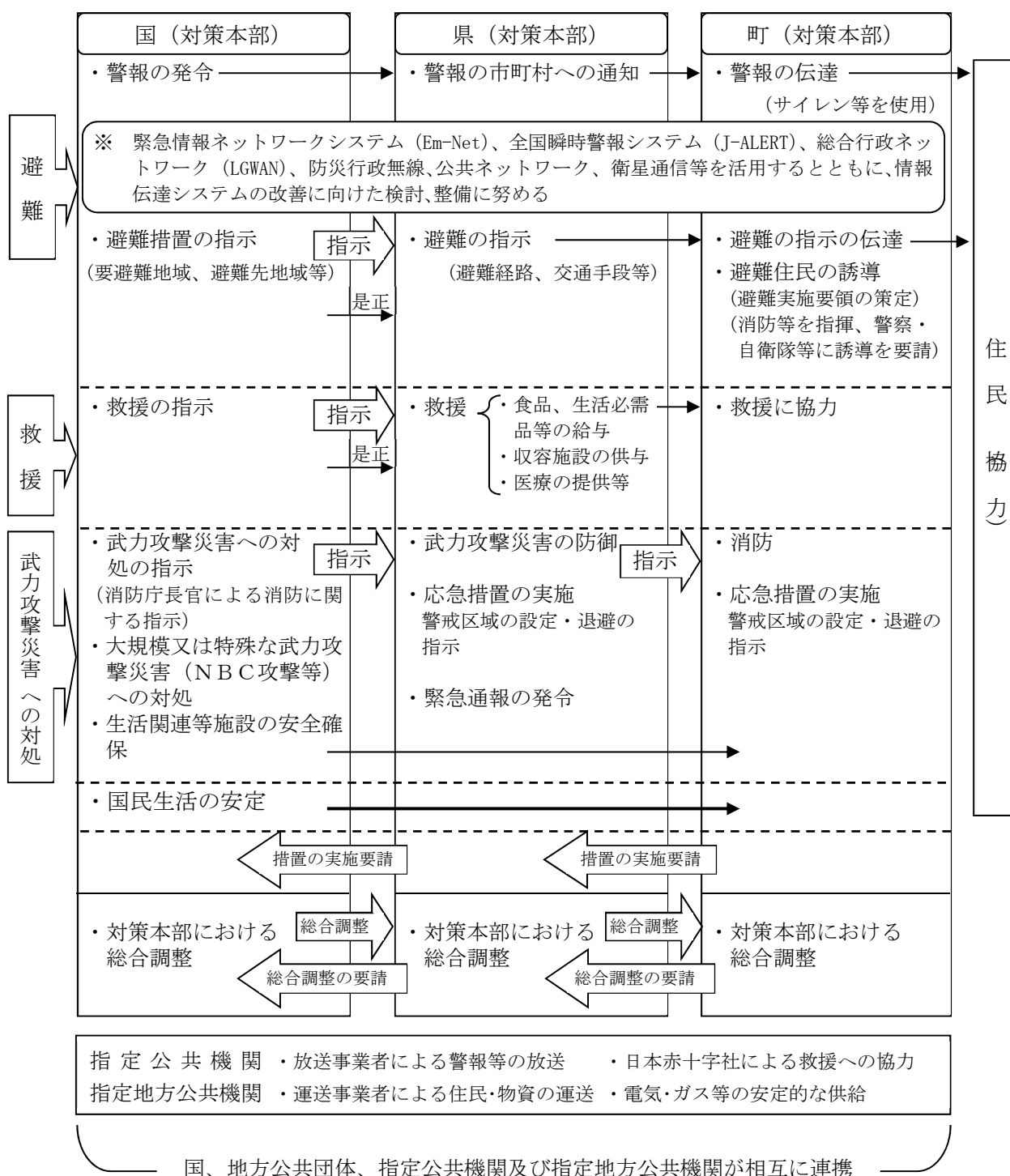
町は、国民保護措置が現行の伊方町地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）（以下「町地域防災計画」という。）及び伊方町避難行動計画（以下「町避難行動計画」という。）における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組みを活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、同措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等についてあらかじめ把握する。

なお、国、県、町におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次の図のとおりである。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水（飲料水、生活用水等）の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 消防機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署(伊方分署、三崎分署) 消防団本部	1 消防活動に関する措置 2 住民の避難誘導、救助救急等

(3) 県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部 (八幡浜警察署)	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

(4) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (松山税関支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (愛媛県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、 大洲河川国道事務所、 松山港湾・空港整備事務所 肱川ダム統合管理事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部、 宇和島海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

(5) 自衛隊の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

(6) 指定公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ (四国がんセンター、愛媛医療センター)	1 医療の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部安全推進室) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店松山営業所)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
NTT西日本株式会社 (四国支店) 株式会社ドコモCS四国 (愛媛支店) NTTドコモビジネス株式会社 (四国支社) KDDI株式会社 (中国四国総支社) ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課) 楽天モバイル株式会社	1 避難施設における電話、その他通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 (伊方発電所、 南予営業所) 四国電力送配電株式会社 (八幡浜事業所)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
日本航空株式会社 (松山支店)	
全日本空輸株式会社 (松山支店)	
佐川急便株式会社 (四国支社松山店大洲営業所)	
四国西濃運輸株式会社 (松山支店大洲営業所)	
日本通運株式会社 (松山支店)	
四国福山通運株式会社 (松山東支店大洲営業所)	
ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	

(7) 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、以下に示すとおりである。なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国対策本部等が設置された時点で通知される。

また、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、町国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

- 《資料編：1－1 町の機関》
- 《資料編：1－2 県》
- 《資料編：1－3 指定地方行政機関》
- 《資料編：1－4 自衛隊》
- 《資料編：1－5 指定公共機関》
- 《資料編：1－6 指定地方公共機関》
- 《資料編：1－7 県内の市町》
- 《資料編：1－8 県内の消防機関》
- 《資料編：1－9 その他の機関》

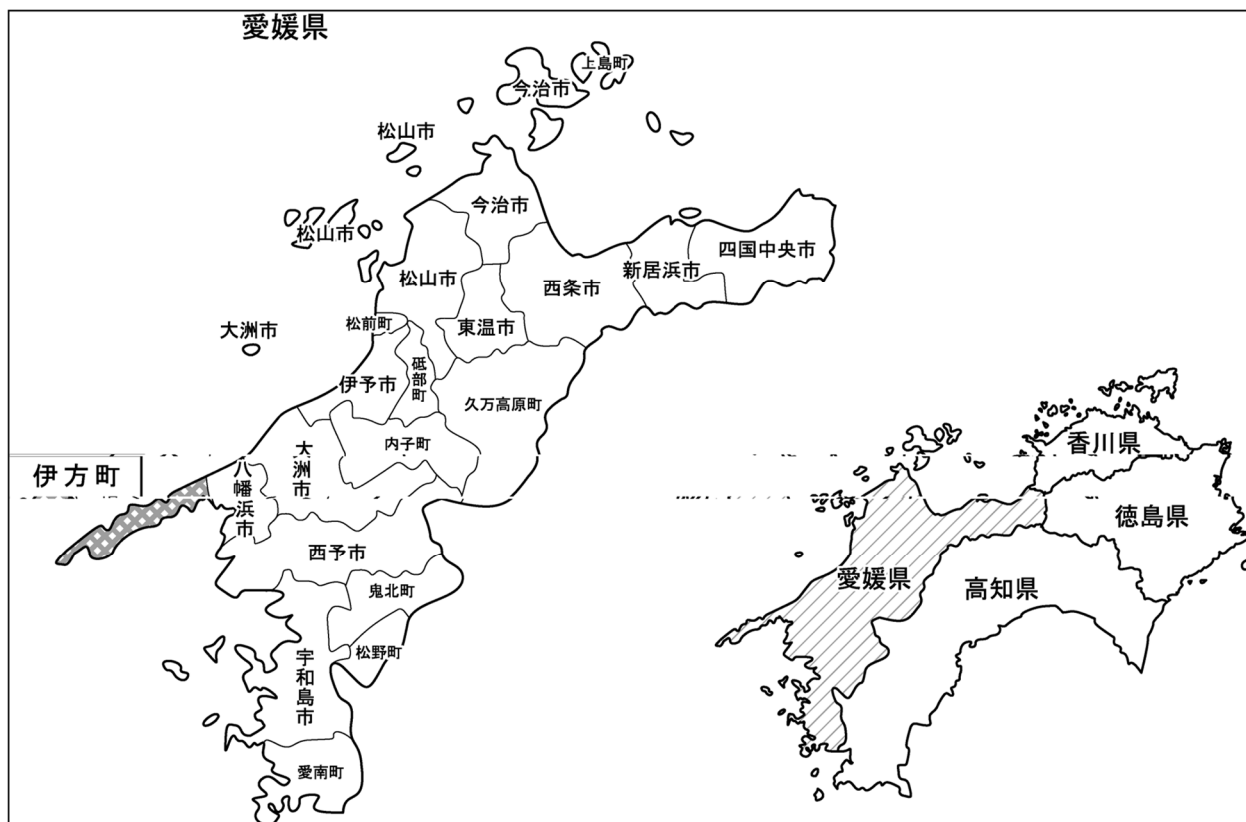
第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等については、次のとおりである。

(1) 本町の位置及び地形

本町は、四国の最西端に突き出た佐田岬半島に位置しており、平成17年4月に旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町の3町が合併し発足した。南は宇和海に面し、豊後水道（豊予海峡）を挟んで九州と対し、北は伊予灘に面し、瀬戸内海を隔てて遠く中国地方の島々を見ることができる。町の総面積は、94.37km²で、町の中央を半島特有の低い山並みが走り、町の大部分が30度内外の急傾斜地となっている。このため、山すそと海岸のわずかな平坦部に集落が点在している。

【本町の位置】



(2) 気候

本町は、海洋性気候で、年平均気温は 15～17℃前後と比較的温暖であるが、黒潮の影響を受ける南予地方（宇和海側）とその影響を受けない東予・中予地方（瀬戸内海側）では若干の差がある。

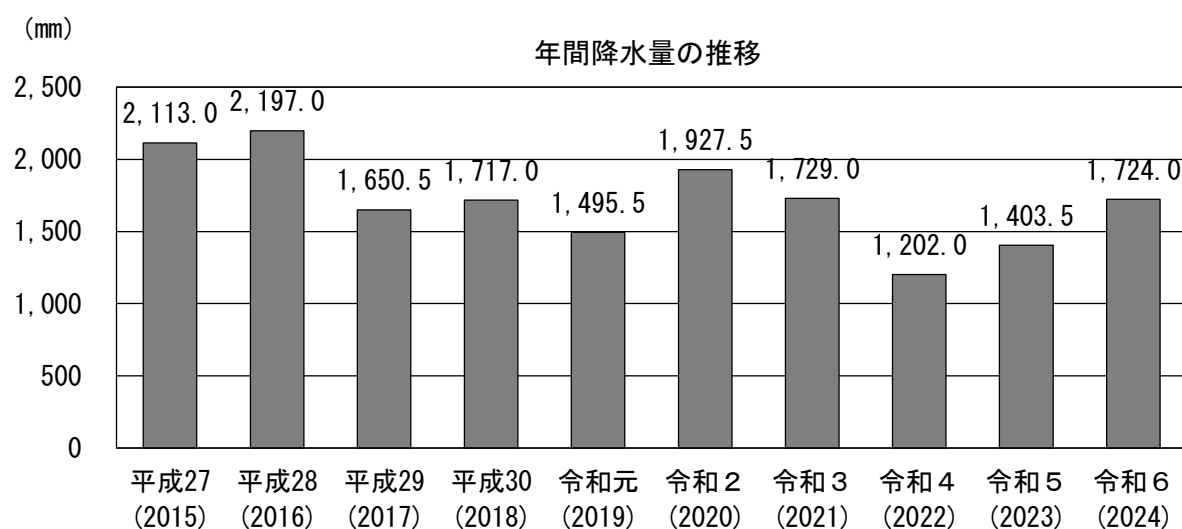
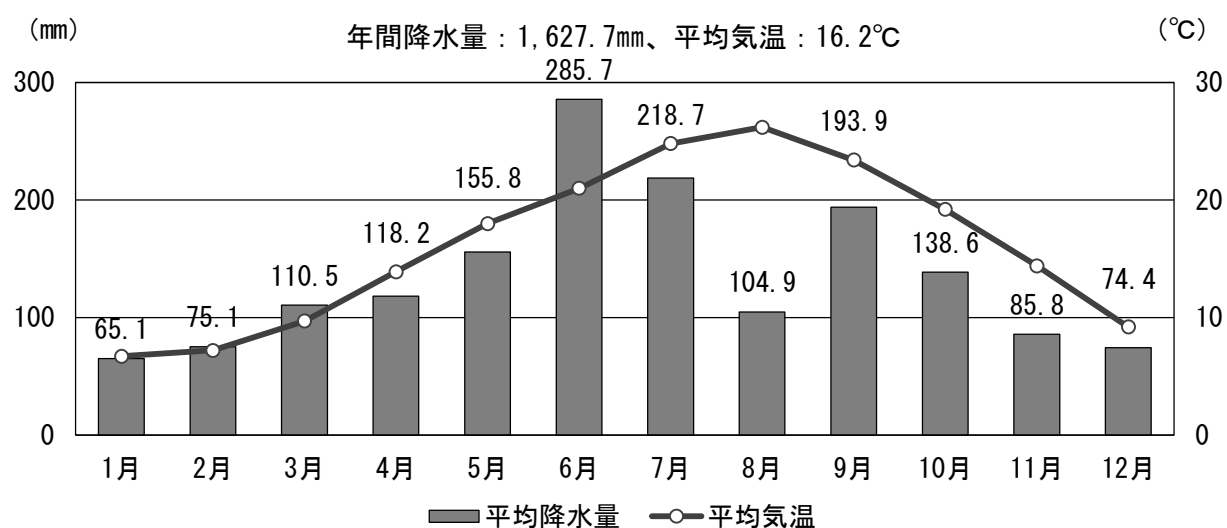
また、降水量は、瀬戸内側で少ないのに対して宇和海側で多く、山地ではさらに多くなる。

【月別平均降水量・平均気温】松山気象台・伊方町瀬戸観測（1997～2020）

(単位：mm、℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均降水量	65.1	75.1	110.5	118.2	155.8	285.7	218.7	104.9	193.9	138.6	85.8	74.4	1,627.7
平均気温	6.7	7.2	9.7	13.9	18.0	21.0	24.8	26.2	23.4	19.2	14.4	9.2	16.2

(出典：気象庁ホームページ)



(3) 人口分布

本町の人口は、国勢調査によると平成12年には13,536人（旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町人口合計）であったが、少子化による自然減や転出による社会減を受けて減少傾向が続いており、令和2年では8,397人となっている。このような傾向は、今後も続くことが予想される。

一方、高齢化の割合を示す高齢化率（人口総数に占める65歳以上人口の割合）をみると、平成12年には34.2%であったが、年々上昇しており、令和2年では47.4%となっている。

今日、少子高齢化の進展が全国的な問題となっているが、本町においても、例外ではない。本町の災害時の高齢化対策は、大きな課題といえる。

【人口の推移】

(単位：人)

年齢	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	1,798	1,400	1,066	839	636
15～64歳	7,110	6,233	5,569	4,637	3,780
65歳以上	4,628	4,462	4,247	4,150	3,979
年齢不詳	—	—	—	—	2
総数	13,536	12,095	10,882	9,626	8,397
高齢化率	34.2%	36.9%	39.0%	43.1%	47.4%

(出典：国勢調査)

【消防分団区別 3区分人口・独居老人世帯比率】

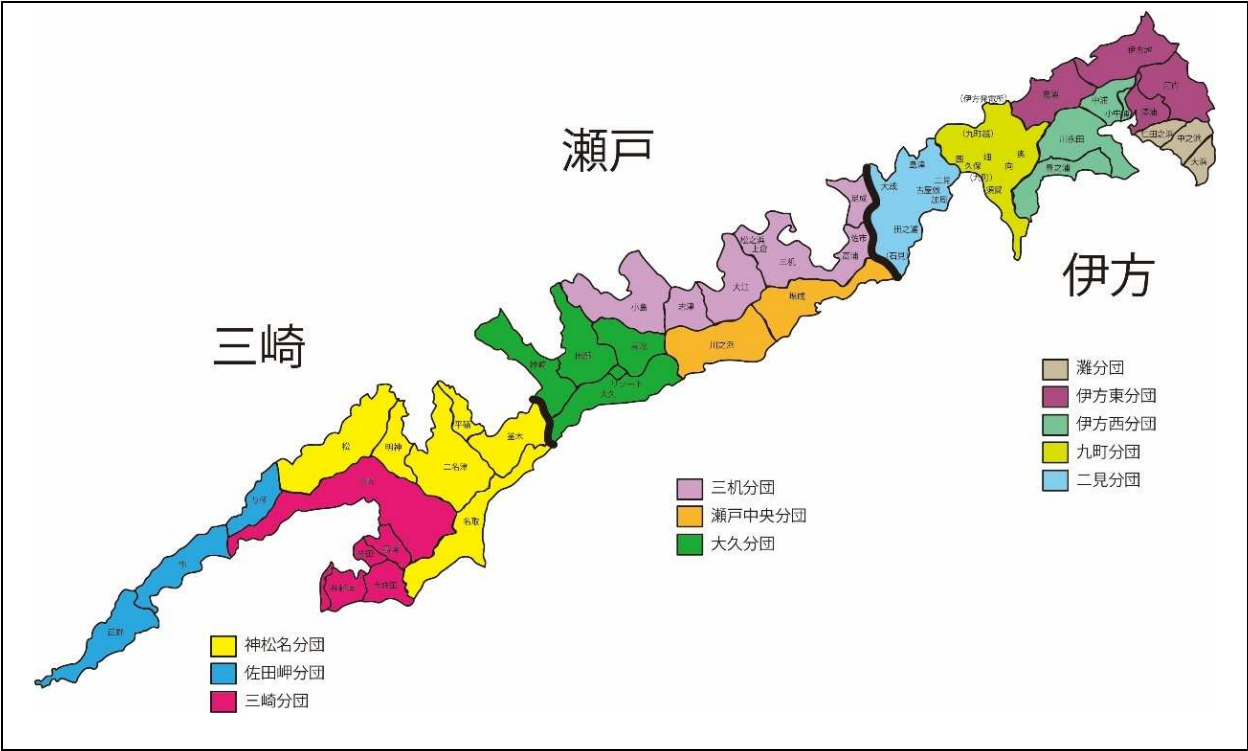
令和7年12月末の住民基本台帳によると、町の人口は7,496人で、高齢化率は50.01%となっており、世帯数に占める独居老人世帯の割合は31.81%となっている。

消防分団区別の3区分人口をみると、分団区人口が最も多い伊方東分団では、年少者人口・生産年齢人口とも多く、高齢化率が比較的低い。一方で、分団区人口が比較的多い三崎分団では高齢化率が5割を超えているのに対し、分団区人口が比較的少ない瀬戸中央分団においては高齢化率が町全体よりも低く、消防分団区ごとに人口と年齢構成の特徴が異なっている。

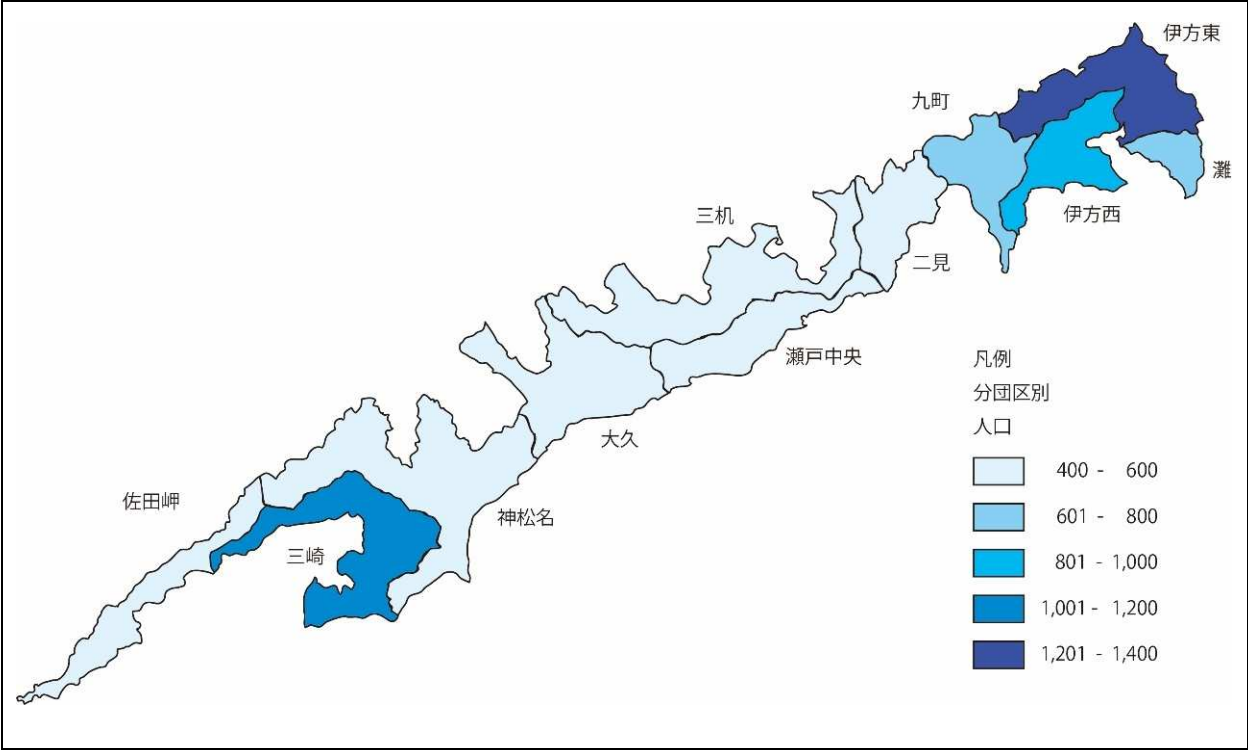
(令和7年12月末) (単位：人、件)

分団名	年少者人口 15歳未満		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢者人口 65歳以上		分団区 人口計	世帯数	独居老人 世帯	
町全体	459	6.12%	3,288	43.86%	3,749	50.01%	7,496	4,166	1,325	31.81%
灘分団	52	7.70%	319	47.26%	304	45.04%	675	356	87	24.44%
伊方東分団	160	12.28%	724	55.56%	419	32.16%	1,303	679	173	25.48%
伊方西分団	47	5.09%	394	42.69%	482	52.22%	923	486	147	30.25%
九町分団	30	4.67%	288	44.86%	324	50.47%	642	345	116	33.62%
二見分団	21	5.22%	157	39.05%	224	55.72%	402	224	75	33.48%
三机分団	28	5.33%	205	39.05%	292	55.62%	525	297	107	36.03%
瀬戸中央分団	23	5.04%	222	48.68%	211	46.27%	456	261	77	29.50%
大久分団	23	5.29%	188	43.22%	224	51.49%	435	253	87	34.39%
神松名分団	21	3.81%	172	31.22%	358	64.97%	551	332	139	41.87%
佐田岬分団	10	1.87%	195	36.52%	329	61.61%	534	293	102	34.81%
三崎分団	44	4.19%	424	40.38%	582	55.43%	1,050	640	215	33.59%

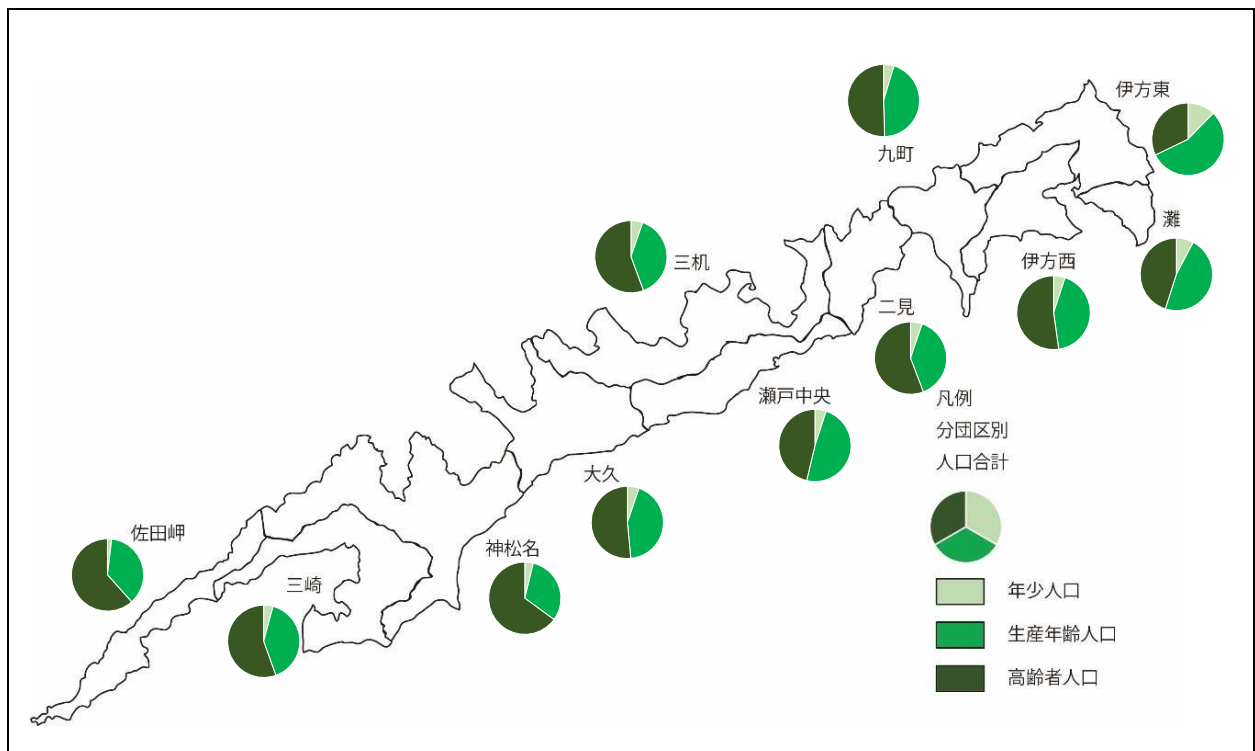
【消防分団区分図】（令和7年12月末）



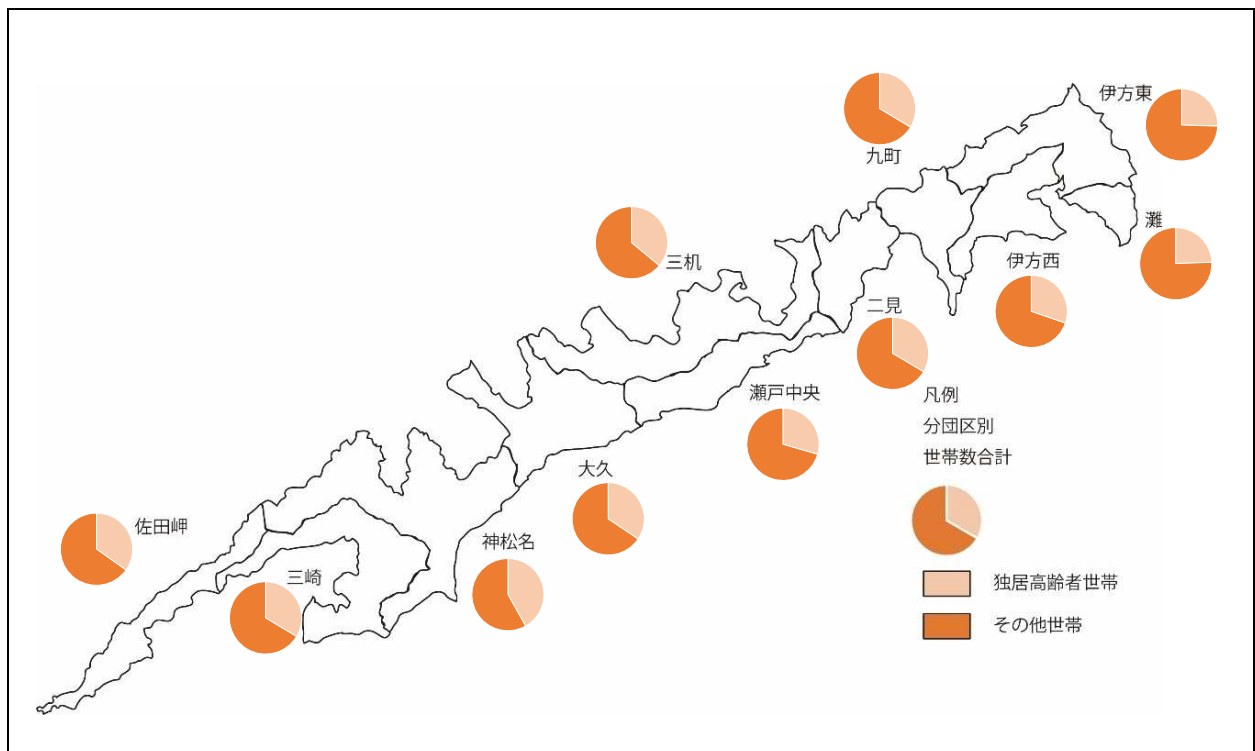
【消防分団区別人口分布】（令和7年12月末）



【消防分団区別3世代人口分布】（令和7年12月末）



【消防分団区別独居高齢者世帯比率】（令和7年12月末）



（４）道路の位置等

鉄道交通のない本町の中心的な交通手段は、道路交通である。道路網は、佐田岬半島のほぼ頂上部を東西に伸びる一般国道 197 号（メロディーライン、昭和 62 年 12 月全面開通）及び瀬戸内海側の海岸に並行する県道鳥井喜木津線を軸に、海岸部に点在する集落を町道が結んでいる。

町内の道路は、交通量が少ないため渋滞はほとんどないが、町道の幅員は、全般的に狭い。また、みかん園を中心に、山間部には縦横に幅員の狭い農道が張り巡らされている。町道の整備状況については、避難の円滑化を図るため、計画的に道路改良事業を推進している。

《資料編：４－３－１ 町内の主要道路一覧》

【道路位置図】



(5) 港湾等の位置等

地区内に鉄道はなく、バス路線は、町内を運行する地域巡回バス及び本町と八幡浜市を結ぶ伊予鉄南予バス、本町と松山市を結ぶ伊予鉄バスが整備されている。

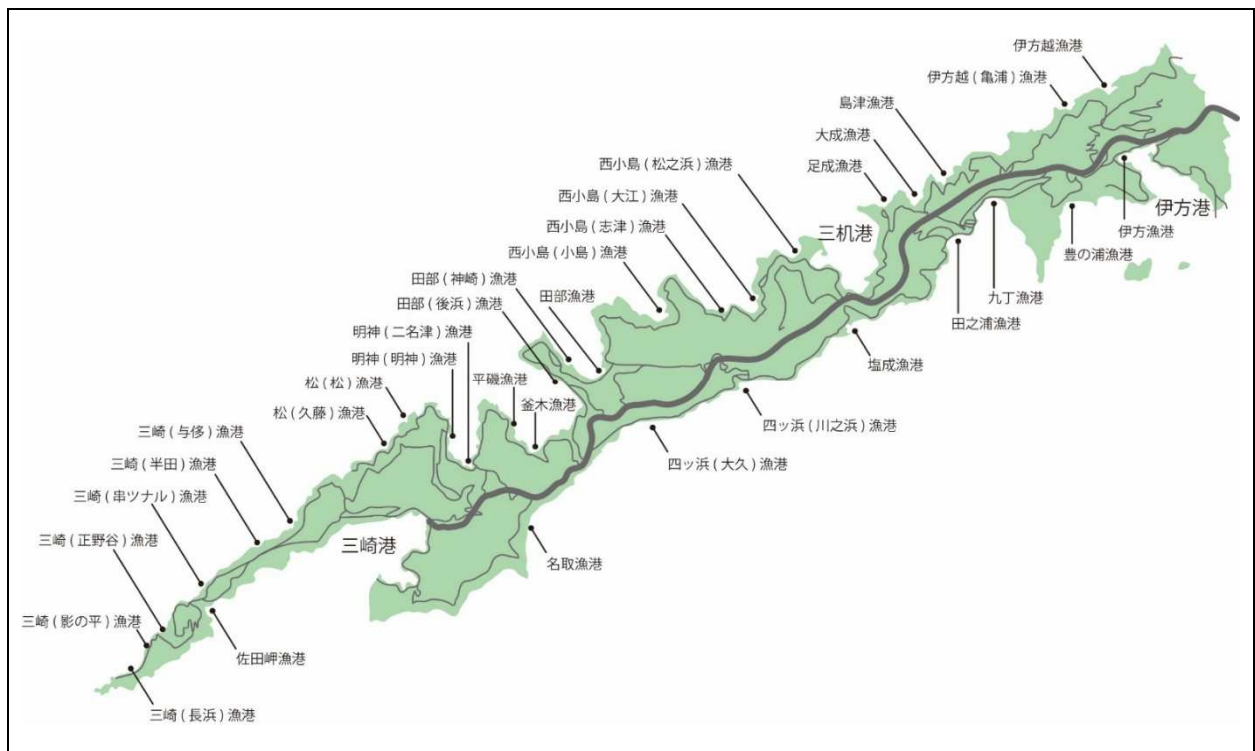
港湾、海上交通については、三崎からフェリー航路が開設されており、大分県の佐賀関港に、約70分で連絡しており、九州と四国を結ぶ交通の要衝となっている。

本町の漁港は、19の漁港が整備されている。

※漁港：町管理18・県管理1 ※港湾：町管理2・県管理1

《資料編：4-3-2 町内の港湾》

【港湾等図】



(6) 自衛隊施設等

県内の自衛隊施設は、陸上自衛隊松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には中部方面特科連隊第4大隊、中部方面特科連隊情報中隊第4情報小隊、第14高射特科隊をはじめとする10の部隊が駐屯している。

海上自衛隊については、広島県呉市に呉地方総監部がある。

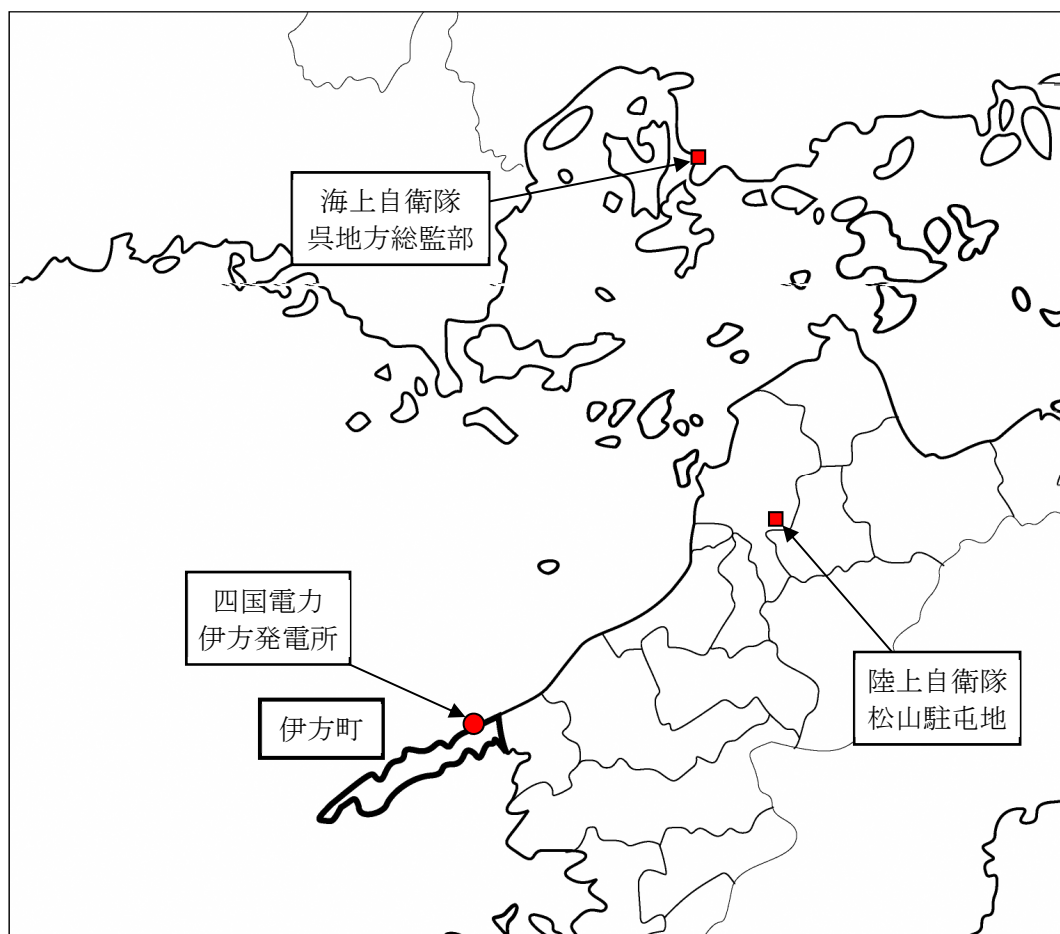
また、自衛隊愛媛地方協力本部が、松山市三番町に所在する。

(7) 原子力発電所

本町には、原子力発電所である四国電力伊方発電所が立地している。伊方発電所は、1号機は平成28年5月10日に、2号機は平成30年5月23日に運転終了しており、現在3号機のみとなっている。原子炉の電気出力は、890千kWとなっており、四国で消費される電力の約20%を賄っている。

本町は、原子力災害対策重点区域として、町の一部が原子力施設を中心としておおむね半径5kmの範囲のPAZ（予防的防護措置を準備する区域）、また、伊方発電所が佐田岬半島の付け根付近に位置しているという地理的特性を踏まえ、PAZ圏以西の半島地域を予防避難エリア（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）として位置づけられている。

【自衛隊施設、原子力発電所の位置】



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦が終結してから、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展のほか、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

町国民保護計画においては、国の基本方針及び県国民保護計画において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急対処事態をもとに、現下の国際情勢や町の地理的、社会的特性を踏まえ、町内で起こり得る事態として、特に弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模テロ等にも留意し、それぞれの事態に応じた国民保護措置を実施するものとする。

なお、事態の想定については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、さらに研究を進め、町国民保護計画に反映するものとする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

町国民保護計画においては、武力攻撃事態等として、県国民保護計画において想定されている、以下に掲げる4類型の事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本町の地理的条件などから、本町に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本町への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）等の大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本町においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、本町にも、戦略目標となる伊方発電所が位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本町の場合は、攻撃対象が限定されることから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

従って、本町への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

町国民保護計画においては、伊方発電所に対する、航空機等の交通機関を用いたテロ攻撃等の事態についても考慮する。

(1) 攻撃の対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

※本町には大規模集客施設に該当する施設は無いが、国のマニュアルに則り記載しておくものとする。(大規模集客施設について、以下共通事項)

(2) 攻撃の手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(3) 県の緊急対処事態に関する事態の考え方（県国民保護計画より）

県内において、どのような事態が考えられるのかを「5W1H」で整理すると、次のとおりとなる。

ア 誰が (Who)

国際テロ組織などが対象となる。

イ いつ (When)

突発的に発生

ウ どこ (Where)

(ア) 都市部や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

(イ) 伊方発電所

(ウ) 石油コンビナート等特別防災区域（新居浜・波方・菊間・松山地区）

エ 何を (What)

(ア) 破壊（損害）

(イ) 殺傷（恫喝）

(ウ) 殺傷につなげるための破壊

オ 何のために（Why）

（ア）恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思または国策を特定の方向に強制誘導する。

（イ）破壊、機能障害あるいは損害を、自己の利益に転化する。

（ウ）存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

カ どのように（How）

（ア）『大量殺傷物質等による攻撃』

都市部等の市街地における、NBCの拡散・散布

（イ）『交通機関を用いた攻撃』

伊方発電所、石油コンビナート等特別防災区域への航空機自爆テロ等

以上のことを踏まえ、町内で起こり得る武力攻撃事態と緊急処理事態を次表にまとめる。

武 力 攻 撃 事 態		
	（１）着上陸侵攻	（２）ゲリラや特殊部隊による攻撃
一般的に考えられる事態	着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。	- 高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。 - ゲリラや特殊部隊の輸送には、航空機、各種船舶などが使用される。
町内で起こり得る事態	九州に着上陸後は、豊後水道への侵攻が想定されるが、豊後水道に面し、細長い半島からなる本町の海岸線等は、大規模な着上陸攻撃に適さず、また継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。	- ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 - この場合、侵入経路としては、本町への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本町への攻撃も想定される。
	（３）弾道ミサイル攻撃	（４）航空攻撃
一般的に考えられる事態	- 混乱や恫喝という政治目的においては、攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか地方都市等も対象となり得る。 - 通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。	混乱と恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となり得る。
町内で起こり得る事態	混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。	混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発電所等の生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。

緊急対処事態		
	(1) 攻撃の対象施設等による分類	
	ア 危険性を内在する物質を有する施設	イ 多数の人が集合する施設等
一般的に考えられる事態	大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。 【事態例】 ・原子力発電所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船（LNG運搬船等）への攻撃 ・ダムの破壊 など	爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。 【事態例】 ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・航空機・列車等公共交通機関の爆破 ・学校 など
町内で起こり得る事態	・伊方発電所等の原子力関連施設 ・危険物貯蔵施設 などへの破壊活動	・フェリー乗り場 ・フェリー等公共交通機関 ・商業施設やレジャー、イベント会場施設 ・学校 などへの破壊活動
	(2) 攻撃の手段による分類	
	ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）
一般的に考えられる事態	国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 など	国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。 【事態例】 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設 ・原子力発電所 など
町内で起こり得る事態	・市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物、細菌の混入 などによる破壊活動	・伊方発電所等の原子力関連施設 などに対する破壊活動

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室における平素の業務

町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課室における平素の業務】

課名等	平素の業務
総務課 議会事務局 会計室 総合政策課 各支所	1 町国民保護協議会の運営に関すること。 2 町国民保護体制の整備に関すること。 3 町国民保護対策本部に関すること。 4 避難実施要領の策定に関すること。 5 避難施設の指定への協力に関すること。 6 物資及び資材の備蓄等に関すること。 7 国民保護に係わる訓練・研修に関すること。 8 特殊標章等（第3編第11章参照）の交付等に関すること。 9 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 10 避難情報の理解促進及び避難体制の整備に関すること。 11 通信の確保に関すること。 12 国民保護に係わる広報、啓発に関すること。 13 庁内情報システムの安全確保に関すること。 14 庁舎、公有財産の管理、運用に関すること。 15 関係機関の連絡体制の整備に関すること。 16 町保有車両等の運送力の把握に関すること。 17 応急対策職員の動員、派遣等人的に措置に関すること。 18 不服申し立て、争訟等の処理に関すること。 19 自主防災組織の育成・支援に関すること。 20 援助協定等の締結推進に関すること。 21 国民保護に係わる財政措置に関すること。 22 各課室・町議会との連携及び調整に関すること。 23 外国人に対する広報支援に関すること。 24 消防団組織の充実・強化及び八幡浜地区施設事務組合消防本部との連携に関すること。

課名等	平素の業務
町民課	1 避難誘導及び避難施設運営の体制の整備に関する事。 2 町税の減免、徴収猶予等に関する事。 3 安否情報の収集体制の整備に関する事。 4 被災者の医療救護体制の整備に関する事。 5 住民相談体制の整備に関する事。 6 非常用食料及び生活必需品の確保に関する事。 7 廃棄物処理に関する事。 8 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 9 衛生、防疫資機材の調達に関する事。 10 死体の処理及び埋火葬に関する事。 11 防疫に関する事。 12 感染症予防に関する事。 13 動物の愛護管理に関する事。
保健福祉課 長寿介護課	1 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 2 避難行動要支援者支援班の編成に関する事。 3 避難施設の衛生管理に関する事。 4 国民保護措置の救援に関する事。 5 住民の避難の支援に関する事。 6 NPO、ボランティア活動に関する事。 7 日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整に関する事。 8 社会福祉施設及び子育て施設の管理に関する事 9 社会福祉施設・子育て施設利用者、園児等の安全確保に関する事。
建設課 観光商工課 農林水産課 農業委員会 事務局	1 生活関連等施設等の把握に関する事。 2 道路、河川、港湾施設等の把握に関する事。 3 公共土木施設等関連の対策用資機材の確保に関する事。 4 輸送力・輸送施設の把握に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 住宅対策に関する事。 7 道路・橋梁等の公共土木施設及び危険箇所等の復旧に関する事。 8 避難の際の障害物の除去に関する事。 9 非常用食料及び生活必需品の確保に関する事。 10 建設業者との連絡調整に関する事。 11 農業団体との連絡調整に関する事。 12 商工業団体との連絡調整に関する事。 13 農林水産業に対する金融支援に関する事。 14 中小企業に対する金融支援に関する事。
上下水道課	1 飲料水等供給体制に関する事。 2 上下水道の衛生維持に関する事。 3 上下水道施設の状況把握及び安全確保に関する事。 4 仮設トイレの設置及び管理に関する事。
教育委員会	1 学校施設及び社会教育施設の管理に関する事。 2 児童・生徒の避難及び救援に関する事。 3 避難施設設置の協力に関する事。 4 学校給食の保全及び保健衛生に関する事。 5 文化財の保護に関する事。

課名等	平素の業務
八幡浜地区 施設事務組合 消防本部 消防団本部	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）。 2 住民の避難誘導に関すること。 3 危険物質等の所在に関すること。 4 消防機関の相互援助協力に関すること。 5 初動の連絡体制に関すること。

2 町職員の参集基準等

（1）職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、八幡浜地区施設事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び伊方分署・三崎分署（以下「消防署」という。）及び警察との連携を図りつつ、当直等の強化（夜間においては民間警備員が当直を行い、休日等の昼間においては職員が日直を行う。）等、初動時における迅速な連絡体制に留意し、24時間即応可能な体制を確保する。

また、消防本部より住民への初動連絡において、消防本部に設置されている防災行政無線の遠隔操作機により対応する等、町の迅速な連絡体制において、消防本部及び消防署との連携を密にし、体制の整備や職員への周知を図る。

（3）町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参集基準
①担当課室体制	国民保護担当課室職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	すべての町職員が本庁舎又は出先機関等に参集

※国民保護担当課室職員は総務課危機管理係員とする。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※なお、②の体制を整えるかどうかは、町長の判断によるものとする。

（４）幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知した場合は、直ちに自ら参集するものとする。

（５）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を整備する。

なお、町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置を命令し又は指揮をとるものとする。

【町長の職務代理者】

名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
対策本部長	町 長	副町長	総務課長

（６）職員の服務基準

町は、事態の状況に応じ、参集した職員の行うべき所掌事務を別途定める。

（７）交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団に参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、以下のとおり担当課室を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	救済内容	担当課
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)	総務課 総合政策課 会計室
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項、第5項)	
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (国民保護法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (国民保護法第6条、第175条)		
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、第175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文

書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

（２）消防機関の連携体制の整備

町は、消防本部及び消防署、消防団（以下「消防機関」という。）の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

４ 指定公共機関等との連携

（１）指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

（２）医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会、町内の医療機関等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

（３）関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行う等、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

《資料編：２－１ 消防組織法第39条関係》

《資料編：２－２ その他の協定》

５ ボランティア団体等に対する支援

（１）自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び町内会のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

（２）自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図る等、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【情報収集・提供等の体制整備に当たっての留意事項】

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

運用面	・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、町公式ホームページ (https://www.town.ikata.ehime.jp/)、町公式SNS等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
-----	---

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築する等、要配慮者に対する伝達に配慮する。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と十分に協議し、災害時における避難支援を含めた体制の整備に努める。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の可聴範囲の拡大等の整備に努める。

(3) 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、総合行政ネットワーク (LGWAN) の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する警報や情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の的確な整備に努める。

(4) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて松山海上保安部及び宇和島海上保安部（以下「海上保安部」という。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる町の区域内に所在する関係機関や学校、医療機関、フェリーターミナル、集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答（①～⑪）の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答（①⑦⑧）の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表（①～⑪）することへの同意

2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答（①～⑦、⑮～⑰）することへの同意

《資料編：3-2-1 【様式第1号】安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）》

《資料編：3-2-2 【様式第2号】安否情報収集様式（死亡住民）》

《資料編：3-2-3 【様式第3号】安否情報報告書》

《資料編：3-2-4 【様式第4号】安否情報照会書》

《資料編：3-2-5 【様式第5号】安否情報回答書》

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

《資料編：3－1 被災情報の報告様式》

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】 <https://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招く等外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同する等して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等又は緊急対処事態に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自主防災組織、消防署の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取する等、教訓や課題を明らかにし、町国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 町は、町内会・自主防災組織、消防署等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 町は、県と連携し、学校、医療機関、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 町の区域内の道路網のリスト
（※ 避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（※ バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ バス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 町内会・自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 消防本部・消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画

（2）隣接する八幡浜市との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する八幡浜市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（3）避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時等への対応として作成している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。また、平素から、以下に示す避難行動要支援者の避難支援体制の

整備に努める。

その際、避難誘導時において、防災担当課及び福祉担当課等を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

ア 避難行動要支援者の実態把握

町は、避難行動要支援者について、あらかじめ町内会・自主防災組織、ホームヘルパーや民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の協力を得て、町内会・自主防災組織等の範囲ごとに、その実態を把握するよう努める。その際には、個人情報の保護に十分配慮する。

イ 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

ウ 避難体制の確立

町は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努める。また、町は、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮する。

エ 国民保護に関する啓発

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発を図る。

また、これらの体制について、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に努め、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月））。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、町地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

（４）民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を踏まえ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力関係の構築に努める。

（５）学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会等町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。なお、この場合には、要配慮者の避難方法等について配慮するものとする。

《資料編：6－1 避難実施要領のパターン》

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（2）基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

（3）電気通信事業者との協議

町は、避難住民等に対する通信手段を確保するため、通信設備の臨時設置に関する必要な条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

（4）医療の要請方法等

町は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合、医療関係団体の協力を得て、NBC 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。また、防災のために締結した「災害時の医療救護に関する協定」等の応援協定の内容について、必要な見直しを行うなどにより、医療関係団体等に対する迅速な要請が可能な体制を構築する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ・ 保有車両等（定期・路線バス、船舶等）の数、定員
 - ・ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ・ 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ・ 港湾（港湾名、漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）

《資料編：4－4 輸送力リスト》

(2) 運送経路の把握等

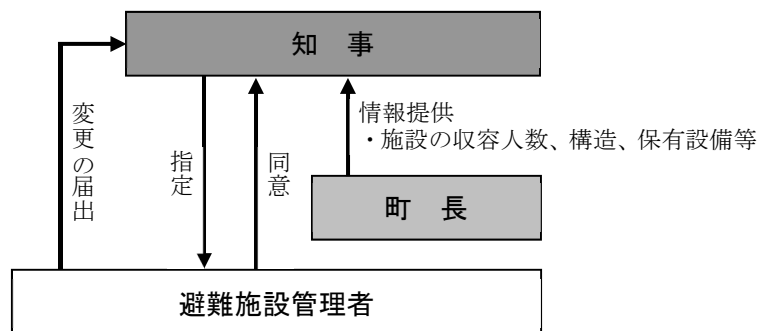
町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の指定】



《資料編：4－5 避難施設リスト》

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（令和7年5月改訂）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁等】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 県担当部局	所管 町担当課室
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	上水道課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	建設課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—	—
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 公営企業 管理局	—

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管 県担当部局	所管 町担当課室
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	総務課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	—
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	総務課
	4号	高压ガス	経済産業省	県民環境部	—
	5号	核燃料物質 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	県民環境部	—
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	—
	8号	毒劇薬 （医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	—
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	保健福祉部	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—	—

《資料編：7－4 生活関連等施設の安全確保の留意点（抜粋）》

（2）町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、町としては、国の整備状況や県地域防災計画原子力災害対策編及び町地域防災計画原子力災害対策編に基づき整備している原子力防災活動資機材の状況等も踏まえ、県と連携しつつ物資及び資材の整備に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

《資料編：4－6 備蓄物資》

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検に努める。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の

予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、町公式ホームページ、町公式SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用する等実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰等により、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性を踏まえ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

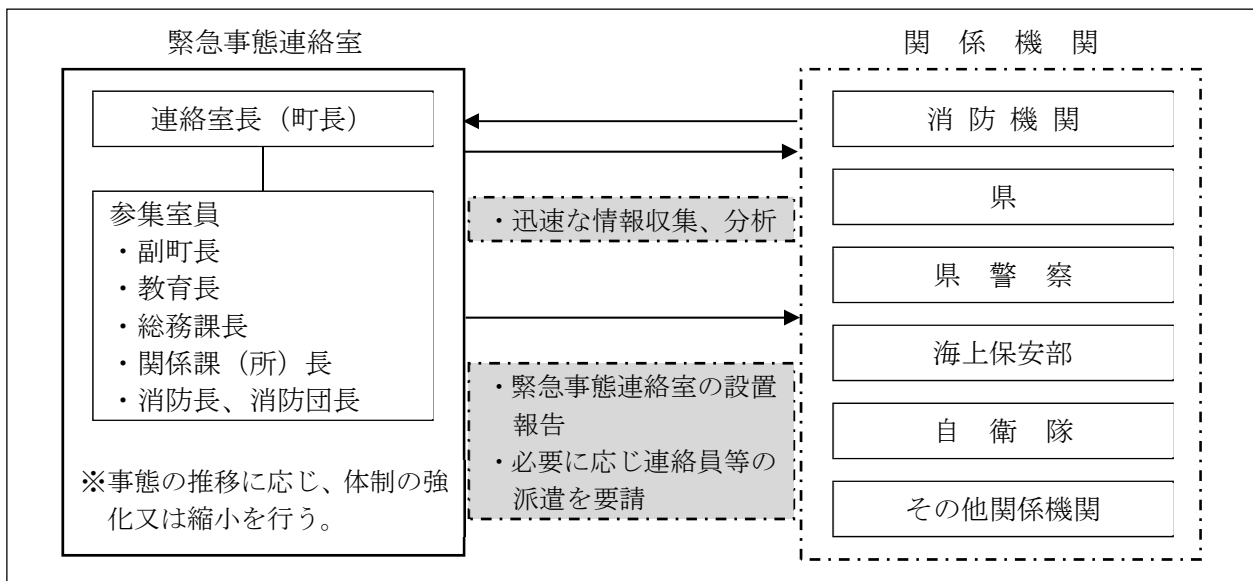
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 町は、住民からの通報や県、県警察又は消防機関等からの情報等により武力攻撃事態等である可能性のある事案の発生を把握した場合は、国民保護担当職員を参集させ、直ちに担当課室体制をとり、情報の収集伝達など警戒を行う。

また、町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県に準じた対応をとるものとし、速やかに、県及び県警察等に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、連絡室長を町長とし、町対策本部員のうち、副町長、教育長、国民保護担当課長、事務局員（総務課危機管理係員）等、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、町対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設

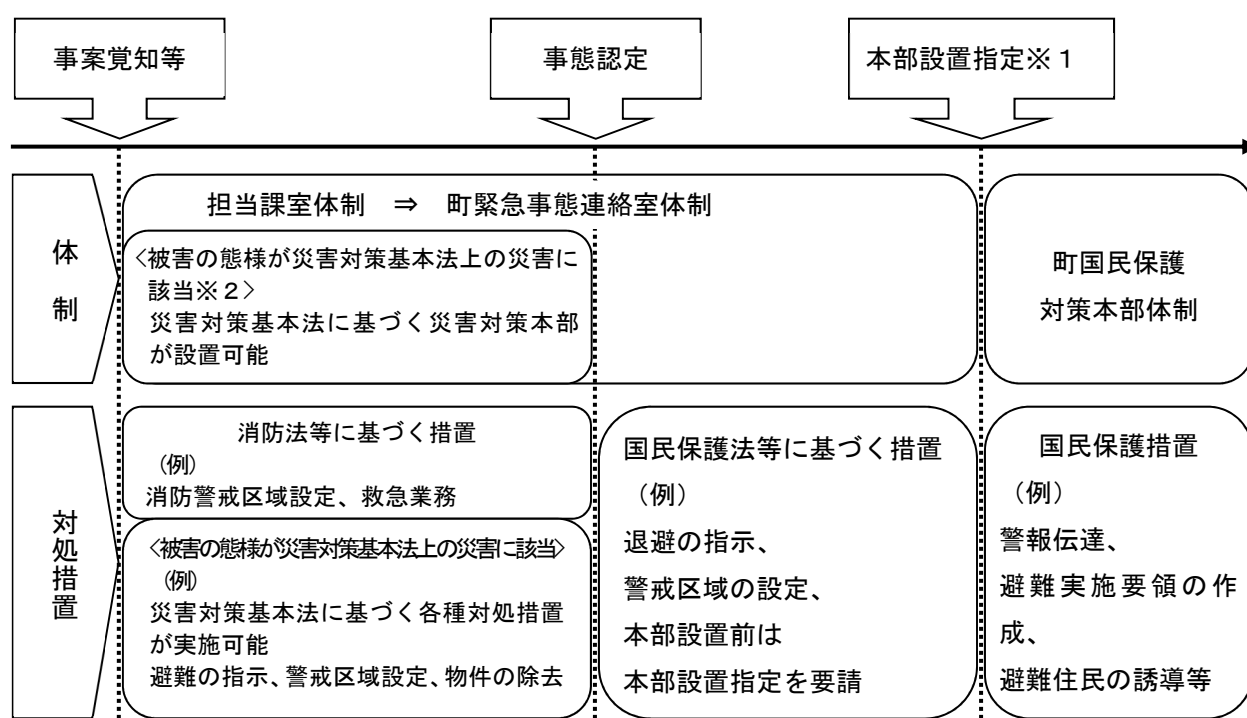
置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は、廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して町対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には担当課室体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。）。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、町地域防災計画の動員方法に準じ、庁内放送、電話、電子メール、町防災行政無線、特使などの方法により、町対策本部に参集するよう通知する。

エ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町役場本庁舎5階又は本部長の指定する場所に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町役場本庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

【町対策本部の代替施設】

町対策本部設置施設	代替施設
伊方町役場本庁舎（5階又は本部長の指定する場所）	瀬戸支所又は三崎支所

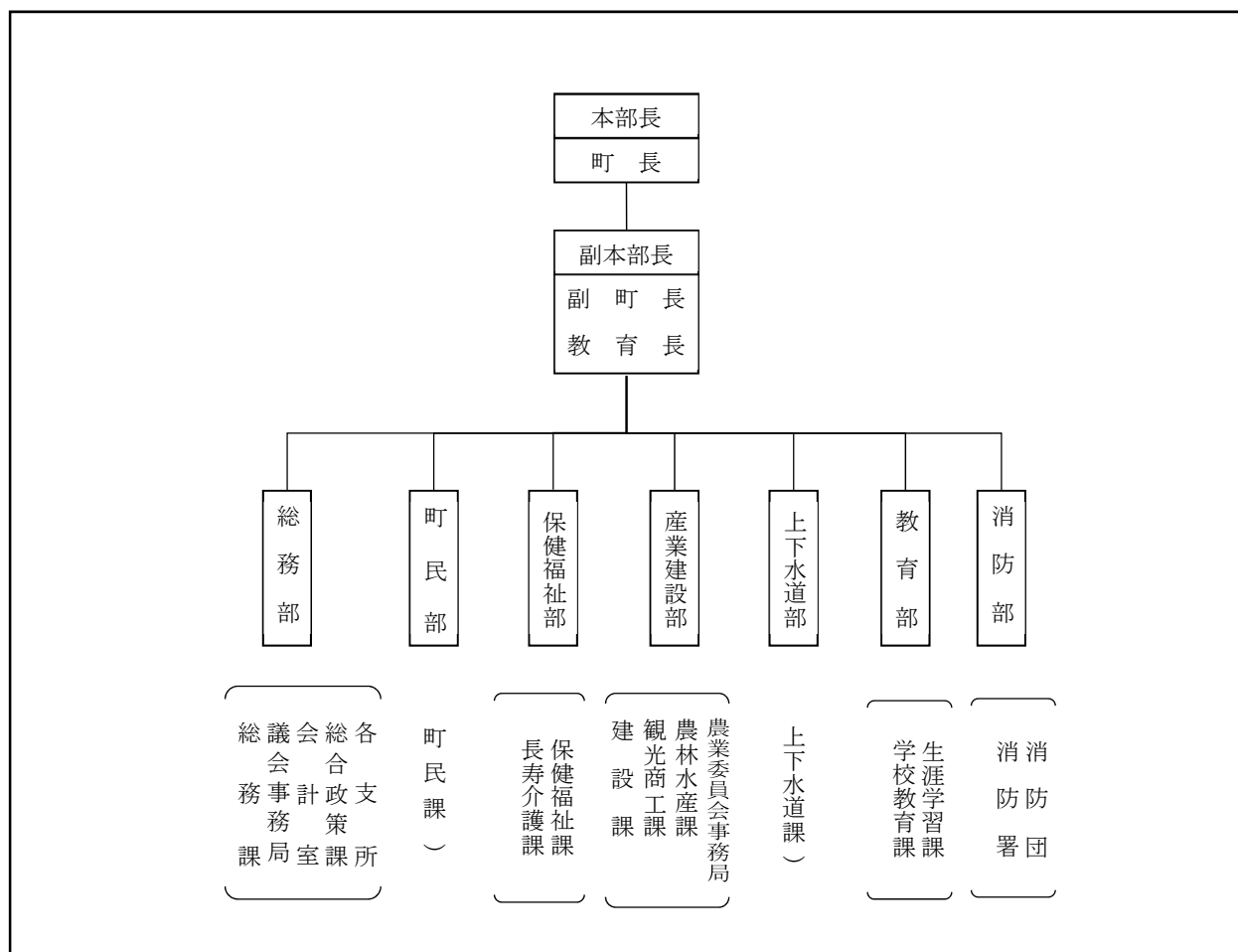
(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



【町の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分掌事務
			<原子力>以下は武力攻撃原子力災害対策事務
総 務 部 (総務課) (議会事務局) (会計室) (総合政策課) (各支所)	総務課長 (会計管理者)	総務班 (危機管理係、総務管理係、財政管理係、会計室、各支所) 広報通信班 (危機管理係) 輸送班 (まちづくり・DX政策係、広報秘書係) 情報連絡班 (総務管理係、人権対策係) 調査班 (原子力政策係)	総務課・各支所 (1) 本部の庶務に関する事 (2) 各部の総合連絡に関する事 (3) 町対策本部の設置、運営及び解散に関する事 (4) 国民保護対策の立案、総合調整に関する事 (5) 自衛隊の国民保護派遣要請に関する事 (6) 被害調査の取りまとめ及び県への災害報告に関する事 (7) 職員の動員及び非常招集に関する事 (8) 避難実施要領の策定に関する事 (9) 備蓄品に関する事 (10) 被災情報・安否情報の総括整理に関する事 (11) 住民への警報・緊急通報等伝達及び広報に関する事 (12) 防災行政無線の運用等に関する事 (13) 八西CATVとの連絡に関する事 (14) 庁用車両の維持管理及び自動車の借上げに関する事 (15) 避難の指示に関する事 (16) 本部長の指示、命令を各部に伝達すること (17) 県、他市町及び関係各機関等への連絡調整並びに応援要請に関する事 (18) 警戒区域の設定に関する事 (19) 所管の避難施設の開設・運営に関する事 (20) 特殊標章等の交付、管理に関する事 (21) 安否情報システムの運用に関する事 (22) 不服申立て、訴訟等に関する事 (23) 職員の活動支援、安否、補償等に関する事 (24) 町内会・自主防災組織等への協力要請及びその動員に関する事 (25) 国民保護対策従事者の装備品の確保、配布に関する事 (26) 被害届の受付に関する事 (27) その他、他部の所管に属さないこと 議会事務局 (1) 町議会との連絡調整に関する事 会計室 (1) 国民保護対策用物品の出納に関する事 総合政策課 (1) 地区の被害情報の収集に関する事 (2) 被害写真・記録資料に関する事 (3) 国民保護対策の予算措置に関する事 (4) 他の部の応援に関する事 (5) 報道機関に対する情報提供等に関する事 (6) 復興計画に関する事
			<原子力> 総務班 (1) 退避・避難実施要領に基づく避難の指示又は解除に関する事 (2) 愛媛県ドローンオペレーションの運営に関する事 (3) 退城時の検査所設置に関する事 (4) 行政移転の準備に関する事 (5) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関する事 (6) その他、他部の所管に属さないもの

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分掌事務
			<原子力>以下は武力攻撃原子力災害対策事務
			広報通信班 (1) 住民広報に関すること 輸送班 (1) 住民の町内及び広域避難輸送の調整に関すること (2) 食料、緊急物資、資機材等の輸送に関すること 情報連絡班 (1) 臨時FM局の運営に関すること (2) 緊急メールの配信に関すること 調査班 (1) 原子力事業者との連絡調整に関すること (2) 原因調査並びに措置に関すること (3) 放射性物質による汚染状況等に関すること (4) モニタリング調査の実施協力に関すること ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
町 民 部 (町民課)	町民課長 (課長補佐)	町民班 (住民生活係、環境政策係、税務係) 医療救護班 (医療対策係)	税務係・住民生活係 (1) 避難誘導に関すること (2) 人的被害及び住家被害の調査に関すること (3) 被害不明地域への被害調査班の派遣に関すること (4) 物資の一時集積場所における物資の仕分けに関すること (5) 被災者の応急救助に関すること (6) 食料及び生活必需品の配給に関すること (7) 住民からの問合せ、相談業務等に関すること。 (8) 外国人の避難対策に関すること (9) 避難者台帳の作成に関すること (10) 安否情報の収集・整理に関すること (11) 災害に伴う町税の減免等の措置に関すること 環境政策係 (1) 死体の処理及び埋火葬に関すること (2) ごみの収集処理及びし尿処理に関すること (3) 産業廃棄物の処理に関すること (4) 環境衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 医療対策係 (1) 防疫に関すること (2) 医療、助産等に関すること (3) 救護班編成に関すること (4) 救護所の開設に関すること (5) 救護用医薬品及び衛生材料の確保対策に関すること
			<原子力> 町民班 (1) 被災地住民登録に関すること (2) 防疫に関すること 医療救護班 (1) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関すること (2) 被災者の医療措置に関すること (3) 医療機関との連絡調整に関すること (4) 医薬品、衛生資機材に関すること (5) 安定ヨウ素剤配布に関すること ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分掌事務
			<原子力>以下は武力攻撃原子力災害対策事務
保健福祉部 (保健福祉課) (長寿介護課)	保健福祉課長 (長寿介護課長)	広域避難支援班 (中央保健センター、長寿介護係、地域福祉係) 福祉班 (こども・子育て政策係、地域包括支援センター)	中央保健センター (1) 避難住民の健康管理、相談業務等に関する事 (2) 防疫に関する事 地域福祉係 (1) 社会福祉施設の被害情報の収集及び応急復旧に関する事 (2) 日赤県支部、社会福祉協議会及び社会福祉協会との連絡調整に関する事 (3) 救援物資の受入れに関する事 (4) ボランティア活動支援に関する事 (5) 災害時要配慮者の安全確保対策に関する事 長寿介護係・地域包括支援センター (1) 避難行動要支援者の援助、被災状況の把握に関する事 (2) 福祉対応の避難施設の運営支援に関する事 こども・子育て政策係 (1) 保育所対応に関する事
			<原子力> 広域避難支援班 (1) 一時集結所施設の設営運営に関する事 (2) 避難経路所、広域対応の避難施設の設営運営に関する事 (3) 避難住民の把握及び登録に関する事 福祉班 (1) 保育園児の避難に関する事 (2) 所管の放射線防護施設の運営支援に関する事 (3) 災害時要配慮者の避難に関する事 ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
産業建設部 (建設課) (観光商工課) (農林水産課) (農業委員会事務局)	建設課長 (観光商工課長)	産業班 (農業等支援係、水産業支援係、農業委員会事務局) 誘導班 (観光商工係、施設整備係) 運輸通信班 (地域整備係、建設管理係)	建設課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 道路、橋梁、河川、海岸、急傾斜地等危険箇所の被害調査及び応急復旧に関する事 (3) 土木応急復旧用資材の確保に関する事 (4) 道路及び交通の確保に関する事 (5) 土木・建築技術者及び従事者の確保に関する事 (6) 道路啓開に関する事 (7) 応急仮設住宅の建設に関する事 (8) 住宅の応急修理等に関する事 観光商工課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 所管の避難施設の開設・運営に関する事 (3) 観光客の安全確保に関する事 農林水産課 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関する事 (2) 所管の避難施設の開設・運営に関する事 (3) 食料及び生活必需品の調達に関する事 (4) 家畜伝染病予防対策に関する事 (5) 農林畜水産関係の補助融資に関する事 (6) 農業用肥料、飼料農薬の確保に関する事 (7) 治山、治水応急対策に関する事

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分掌事務
			<原子力>以下は武力攻撃原子力災害対策事務
			<原子力> 産業班 (1) 農産物の採取、出荷の規制並びに流通対策に関すること 誘導班 (1) 輸送車両の誘導（避難経由所、一時集結所等）に関すること (2) 車両の駐停車場（避難経由所、一時集結所等）の確保に関すること (3) 住民の町内及び広域避難輸送に関すること 運輸通信班 (1) ヘリコプター離着陸場、港湾等の確保に関すること (2) 緊急輸送（空、海）体制に関すること ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
上下水道部 (上下水道課)	上下水道課長 (課長補佐)	水道班 (上水道係、下水道係)	上下水道課 (1) 水（飲料水、生活用水等）の確保に関すること (2) 配給水管の被害調査及び応急復旧に関すること (3) 上下水道の衛生維持に関すること ----- <原子力> 水道班 (1) 飲料水の供給及び規制に関すること (2) 検査用飲料水の採取に関すること ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
			教育委員会 (1) 所管の公共施設の被災調査及び応急復旧に関すること (2) 被災児童・生徒の救護及び避難誘導、支援に関すること (3) 応急教育に関すること (4) 学用品及び教科書の調達・配分に関すること (5) 所管の避難施設の開設・運営に関すること (6) 学校給食の確保に関すること (7) 文化財の被害調査に関すること (8) 炊き出し等による、被災者への飲食物供給に関すること ----- <原子力> 教育班 (1) 児童・生徒の避難に関すること (2) 所管の放射線防護施設の開設・運営に関すること ＊状況に応じて部内外の他班の事務を支援する。
教育部 (学校教育課) (生涯学習課)	学校教育課長 (生涯学習課長)	教育班 (学校教育係、生涯学習係、文化・スポーツ推進係、佐田岬半島ミュージアム、中央公民館、図書館・生涯学習センター)	八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 被害状況等の情報の収集と伝達に関すること (2) 消火活動、水防活動及び救助活動に関すること (3) 地域住民等への警報・緊急通報・避難の指示等の伝達に関すること (4) 火災予防の広報に関すること (5) 町国民保護対策本部との連絡調整に関すること (6) 消防相互応援協定、緊急消防援助隊に関すること
消 防 部 (八幡浜地区施設事務組合消防本部、消防団本部)	消防長 消防団長	伊方分署 三崎分署 警備班 (団本部) 誘導班 (各分団)	

部 名 (担当課)	部 長 (副部長)	担当班 (原子力災害)	分掌事務
			<原子力>以下は武力攻撃原子力災害対策事務
			消防団本部 (1) 各分団との連絡調整、確認に関する事 (2) 火災、水災の予防、警戒及び防御に関する事 (3) 被災箇所の初期応急復旧活動に関する事 (4) 被災者の救助、避難実施要領に基づく避難者の誘導に関する事 (5) 行方不明者、死体の捜索・収容に関する事 (6) 危険箇所の警戒巡視に関する事 (7) 地域住民への警報・緊急通報・避難の指示等の伝達に関する事 (8) 被災状況等の把握及び報告に関する事 (9) 対策情報の伝達、連絡等に関する事 <原子力> 八幡浜地区施設事務組合消防本部・消防署 伊方分署、三崎分署 (1) 退避及び避難実施要領に基づく避難等の誘導指示に関する事 (2) 住民の避難輸送に関する事 (3) 防災関係機関との連携、連絡、調整に関する事 (4) 消防相互応援協定、緊急消防援助隊に関する事 警備班（団本部） (1) 退域及び避難実施要領に基づく避難等の誘導指示に関する事 (2) 防災関係機関との連絡・調整に関する事 誘導班（各分団） (1) 退域、避難実施要領に基づく避難等の誘導及び確認に関する事

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

ア	広報責任者の設置 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置
イ	広報手段 広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、町公式ホームページ、町公式SNS等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備
ウ	留意事項 (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。 (イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。 (ウ) 県と連携した広報体制を構築し、各放送事業者等の関係機関に対しては県を通じた要請を行うこと。

《資料編：1－5 指定公共機関》

《資料編：1－6 指定地方公共機関》

(5) 町現地対策本部の設置

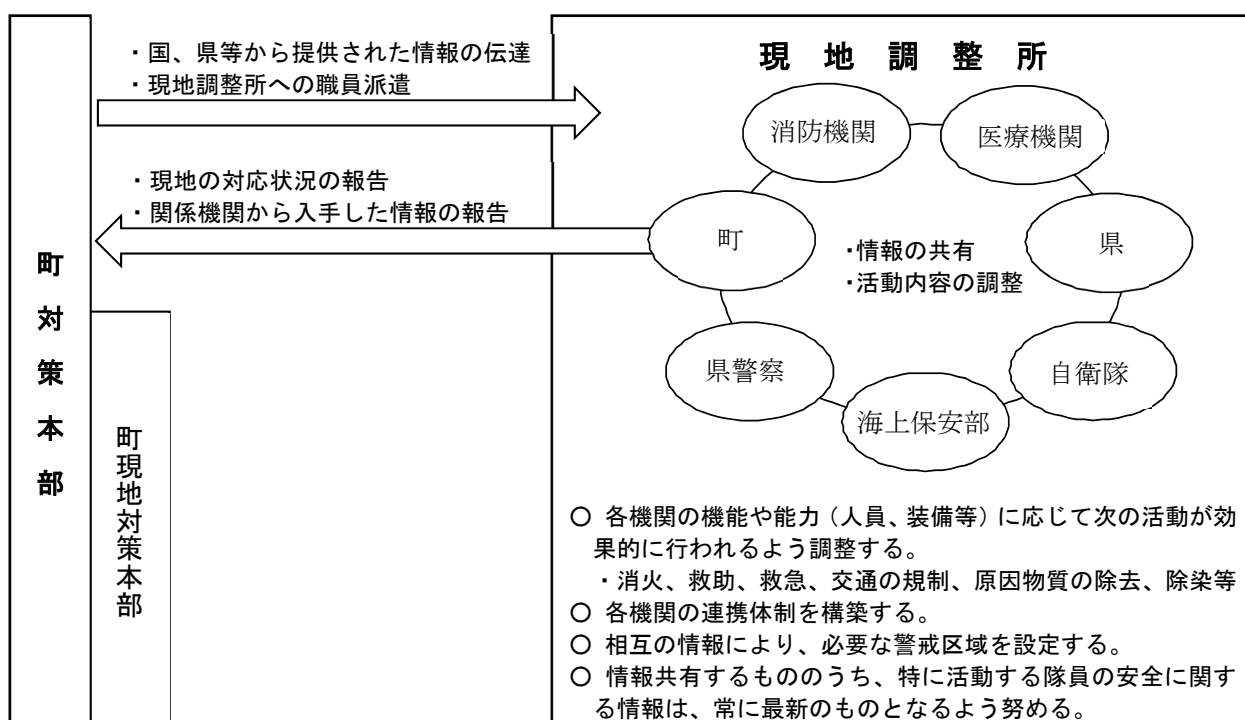
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- イ 現地調整所は、事態発生の際現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図るよう努める。

町は、現地調整所を設置し、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、町は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、県に準じて、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

【想定される主な通信機器】

- ・消防防災無線（消防庁と消防機関相互を結ぶ通信網）
- ・L G W A N（総合行政ネットワーク）
- ・愛媛県防災通信システム（県と市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・町役場庁舎内L A N（町役場本庁舎、総合支所等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・電話、F A X
- ・町の防災情報関連システム

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

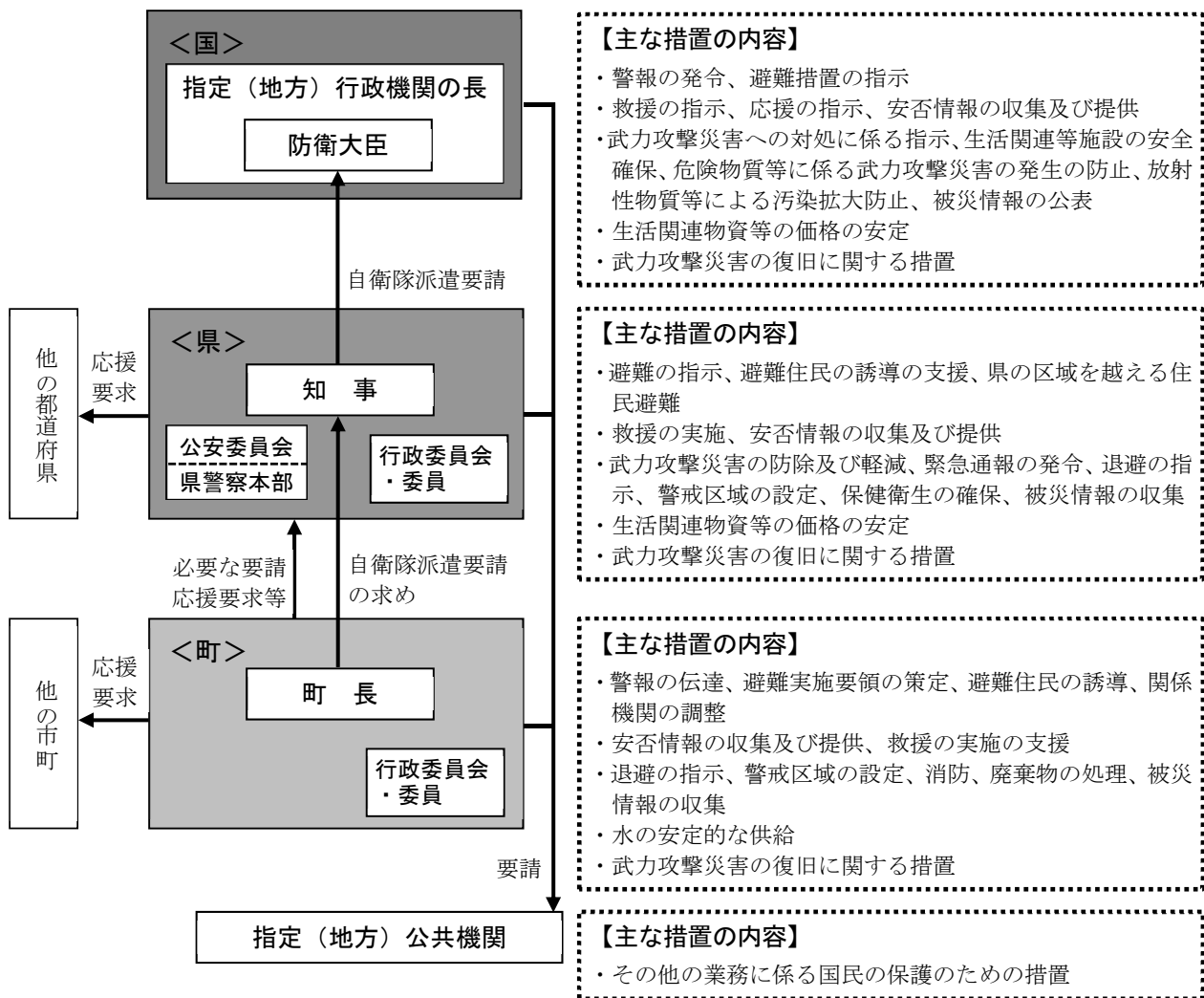
(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

【国民の保護のための措置の実施】



- ア 自衛隊愛媛地方協力本部長
- イ 松山駐屯地司令
- ウ 第14旅団長
- エ 県の国民保護協議会委員たる中部方面特科連隊第4大隊長
- オ 町の国民保護協議会委員たる中部方面特科連隊第12中隊長

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ア 町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(イ) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(ロ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

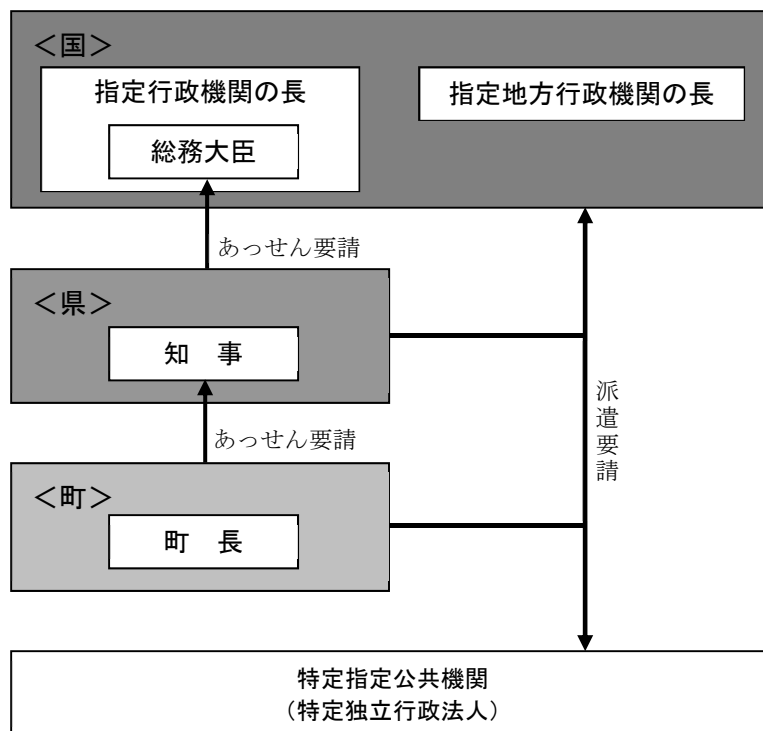
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長は、その内容を速やかに町議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、上記(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

【職員の派遣要請等】



6 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 町は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を町議会に報告するとともに、町は、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必

要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導への協力

避難住民の誘導を行う者は、必要に応じ、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 避難住民等の救援

町長又は町の職員は、必要に応じ、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

町長若しくは町の職員又は警察官等は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- | |
|-------------------------------|
| ア 消火のための水を運搬すること |
| イ 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること |
| ウ 被災者の救助のための資機材を提供すること |

(4) 住民の健康の保持又は環境衛生の確保

町長又は町の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【協力を求める要請の例】

- | | | |
|-----------|-----------------|---------------|
| ア 健康診断の実施 | イ 感染症の動向調査の実施 | ウ 水道水の水質検査の実施 |
| エ 防疫活動の実施 | オ 被災者の健康維持活動の実施 | |

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、町内会・自主防災組織、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、診療所、学校など)に警報の内容を伝達する。

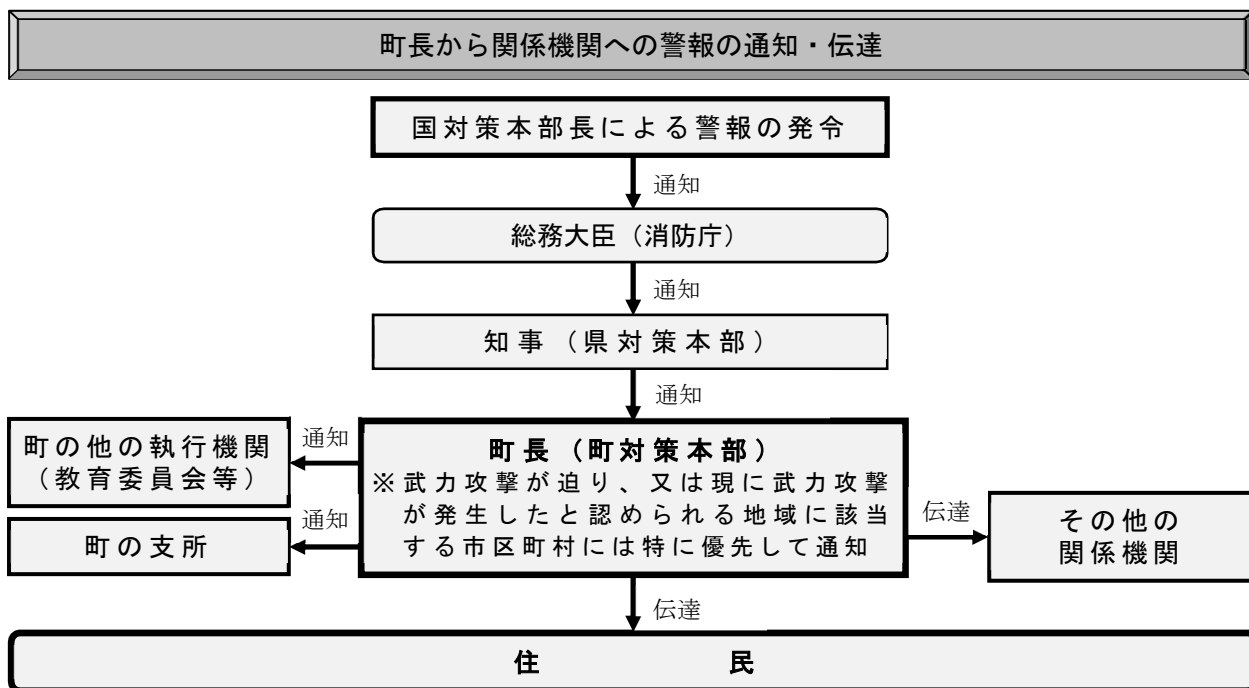
(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、診療所、保育園等)に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町公式ホームページに警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

【町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



※町長は、町公式ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器、町公式SNS等を活用する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合
この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や町公式ホームページへの掲載、町公式 SNS をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自主防災組織等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報を町公式ホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

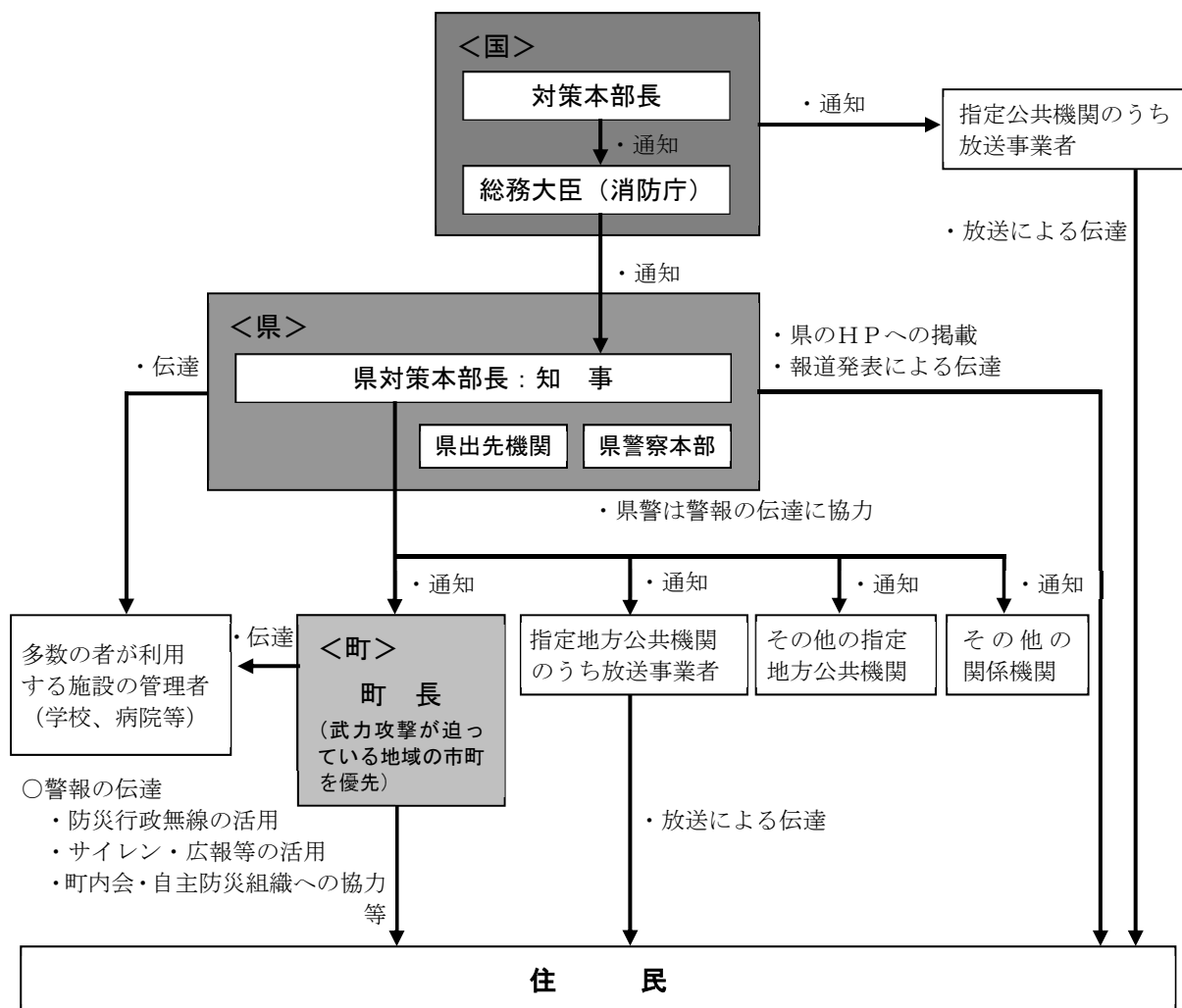
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災担当課及び福祉担当課との連携の下で、実態の把握、連絡及び避難体制の整備を推進し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用する等、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

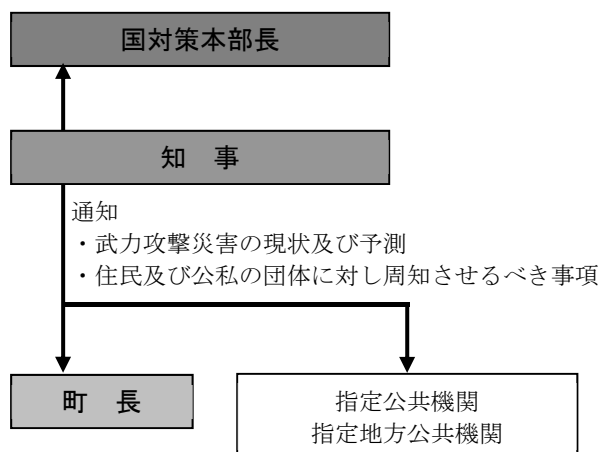
【警報の通知・伝達に関する措置関連図】



3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の通知】



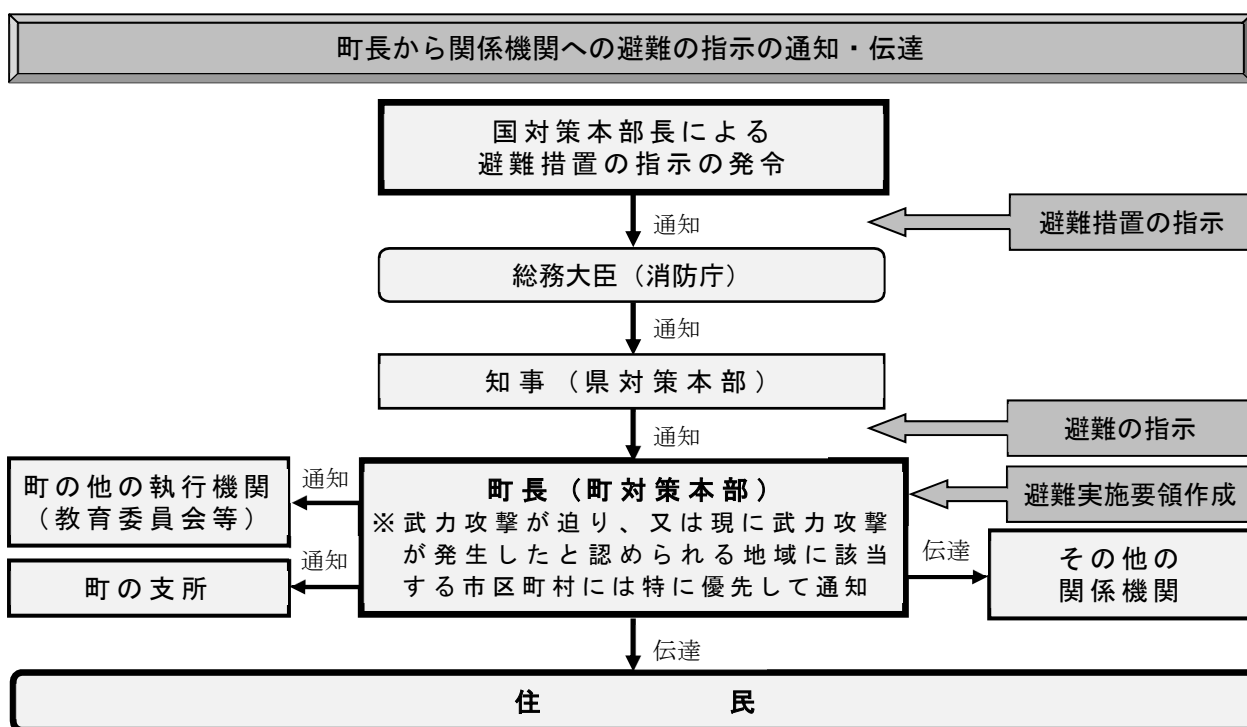
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
 - (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- 避難の指示の流れについては、下図のとおりである。

【避難の指示の流れ】



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の際の主な留意事項】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画における以下の主な留意事項を踏まえて作成を行う必要がある。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあり得る。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会・自主防災組織、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合の手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会・自主防災組織内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 自主防災組織等の活用

町内会・自主防災組織のほか、消防や自衛隊のOBなどの協力について記載する。

ケ 要配慮者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。

コ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

サ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中の住民に対し、食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるような支援内容を記載する。

シ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導が円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載する。

ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

《資料編：6－1 避難実施要領のパターン》

（２）避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定
地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
（避難行動要支援者名簿、個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等
の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長
による利用指針を踏まえた対応）

【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

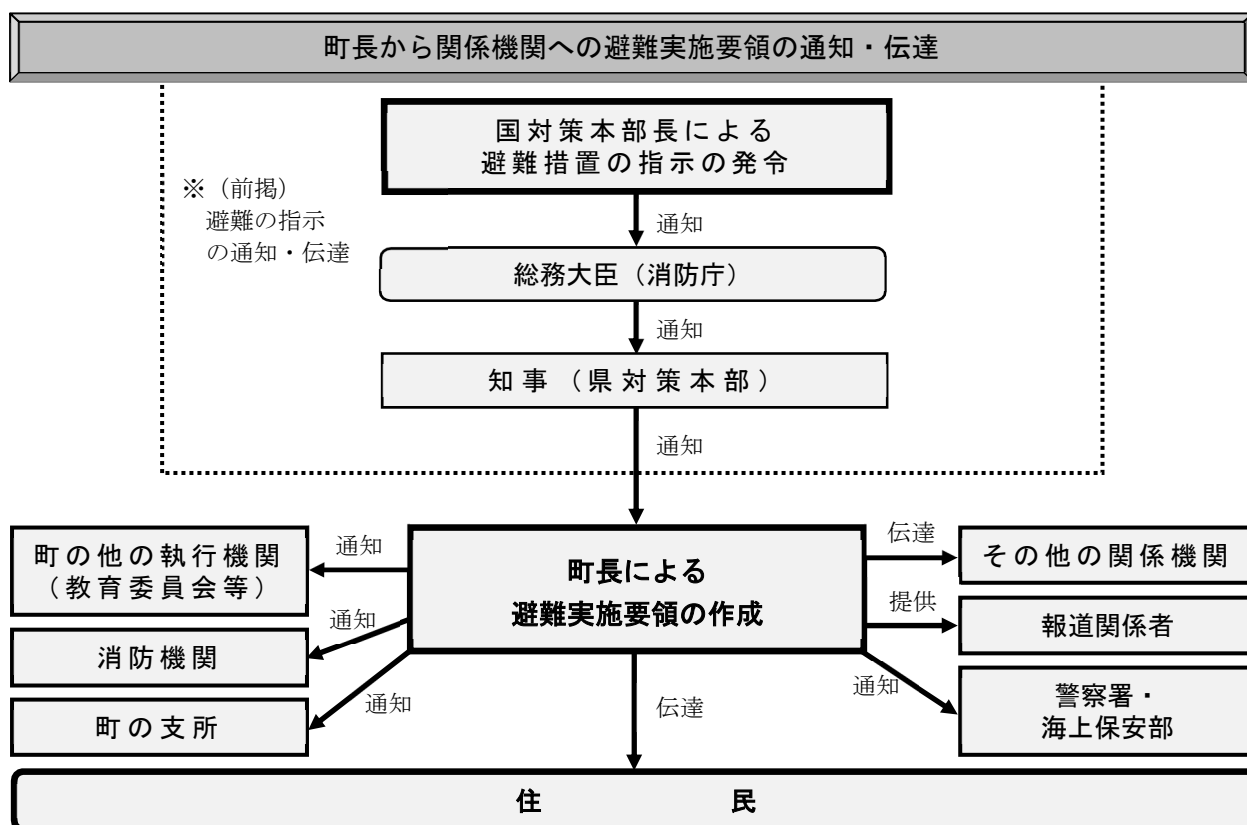
（３）避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊愛媛地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組み】



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮するとともに、消防長及び消防組合の長と協力して、避難住民を誘導する。この場合において、特に必要があると認められるときは、消防組合の長に対し、消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めることができるものとする。

また、避難誘導に当たっては、町内会や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者を優先することとし、町内会・自主防災組織、学校、事業所等を単位として迅速かつ安全な避難住民の誘導に努める。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等（第3編第11章参照）を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を

実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

ア 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、警察官、海上保安官、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下この号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができる。

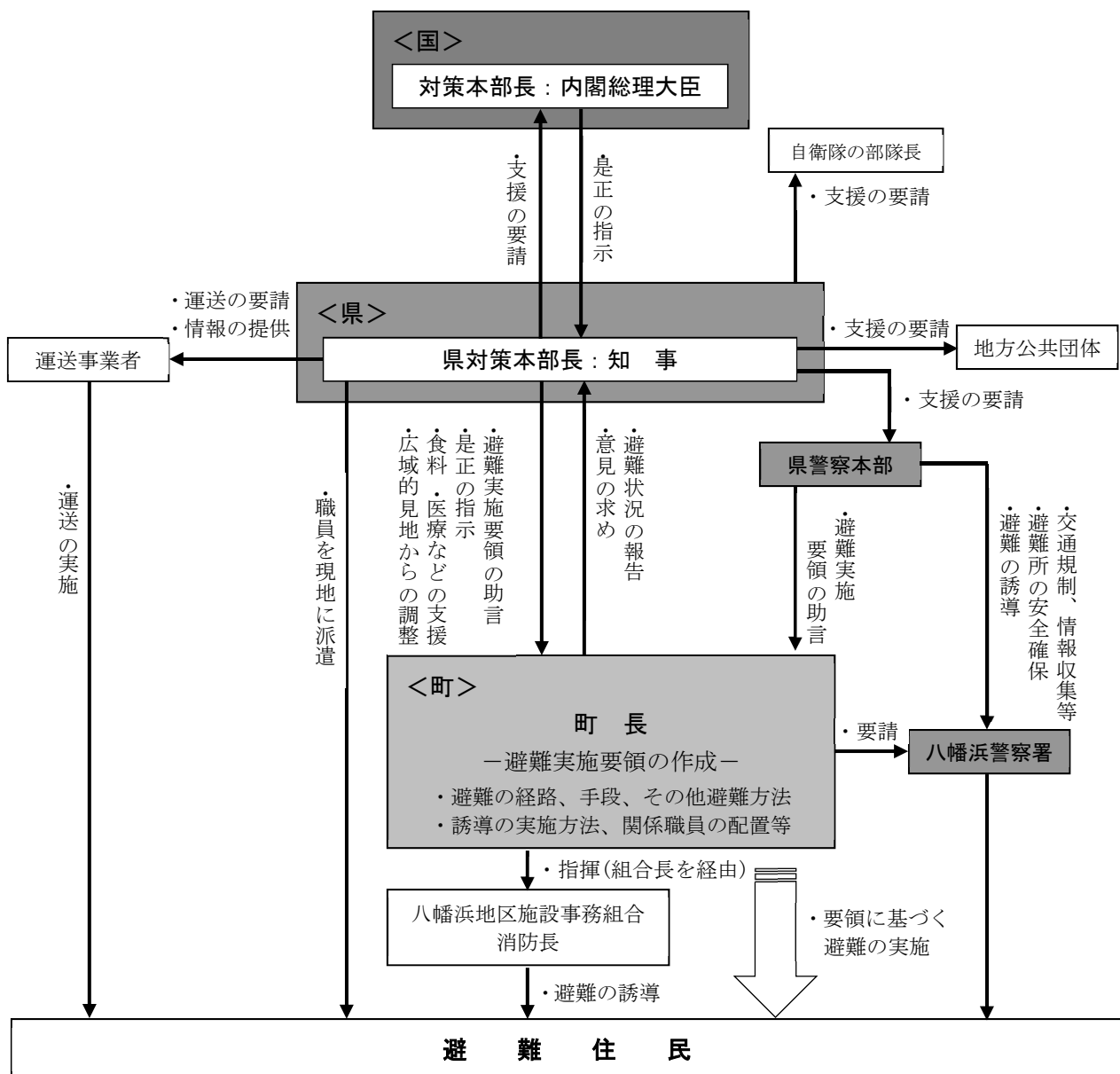
イ 立入禁止、退去、物件の除去

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができる。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができる。

町長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

【避難誘導に関する措置関連図】



(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 集客施設等における当該施設滞在者の避難

町は、集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 要配慮者への配慮

町長は、要配慮者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、町内会・自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。また、町はこれらの連絡及び避難に関する関係機関の役割にも配慮する。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 避難拒否者等の残留者への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、避難拒否者等の残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応する等、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合する等、広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容

を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難住民の誘導における事態ごとの留意事項

事態	留意事項
弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合	(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 (実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の施設に避難することとなる。) (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。 (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示 国対策本部長 ↓ 知 事 ↓ 町 長 警報の発令、避難措置の指示 (その他記者会見等による国民への情報提供) 避難の指示 避難実施要領の策定 イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

事態	留意事項
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。 なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。 (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。 (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。 ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。 イ 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。 ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。
着上陸侵攻の場合	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が、広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。 このため、県国民保護計画と同様に、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

第5章 救援

町は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護する上で、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、救援の実施に関する事務の一部を町において行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、救援の実施に関する事務の一部を町において行うこととされた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

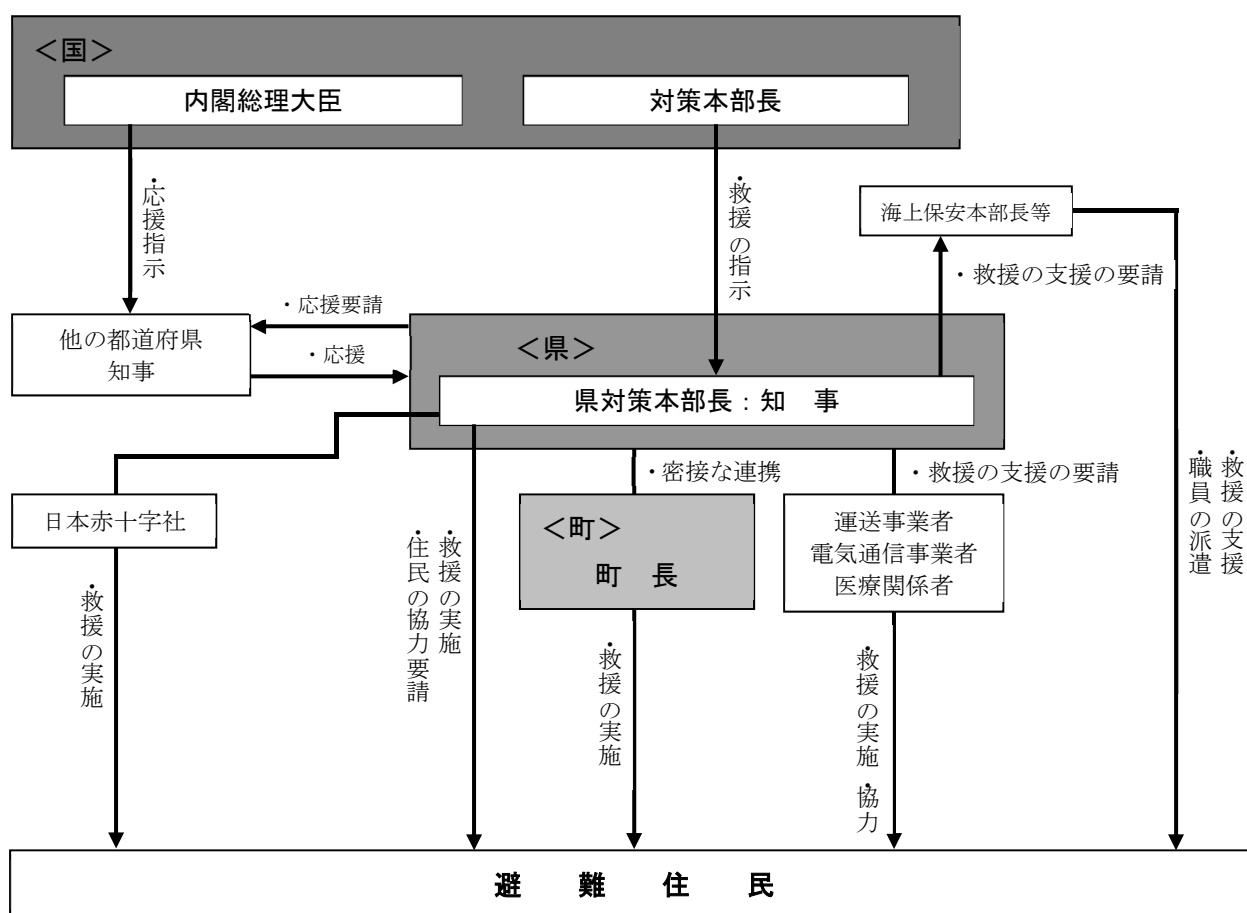
(3) 日本赤十字社との連携

町長は、救援の実施に関する事務の一部を町において行うこととされた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【救援に関する措置関連図】



救援の内容

- ・収容施設の供与
- ・食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・医療の提供及び助産
- ・被災者の捜索及び救出
- ・埋葬及び火葬
- ・電話その他の通信設備の提供
- ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・死体の捜索及び処理
- ・武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

住民の協力等

- ・救援に必要な援助の協力
- ・救援に必要な物資の売渡し
(医療品、食品、寝具等特定物資)
- ・特定物資の保管
- ・土地・家屋又は物資の使用の許諾
(収容施設及び医療用施設として利用)
- ・土地、家屋等の立入り及び検査の許諾

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、救援の実施に関する事務の一部を町において行うこととされた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

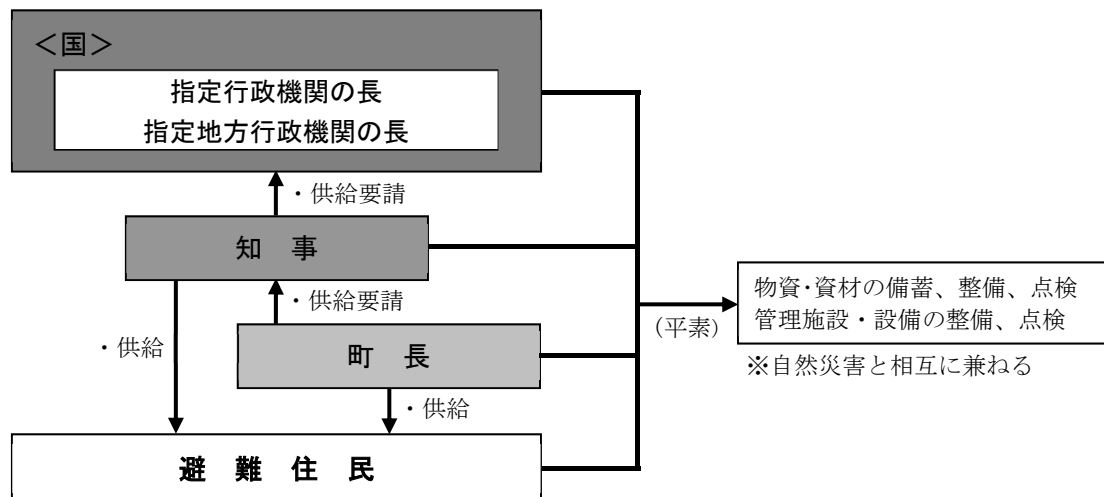
町長は、救援の程度及び基準によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求める等により平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

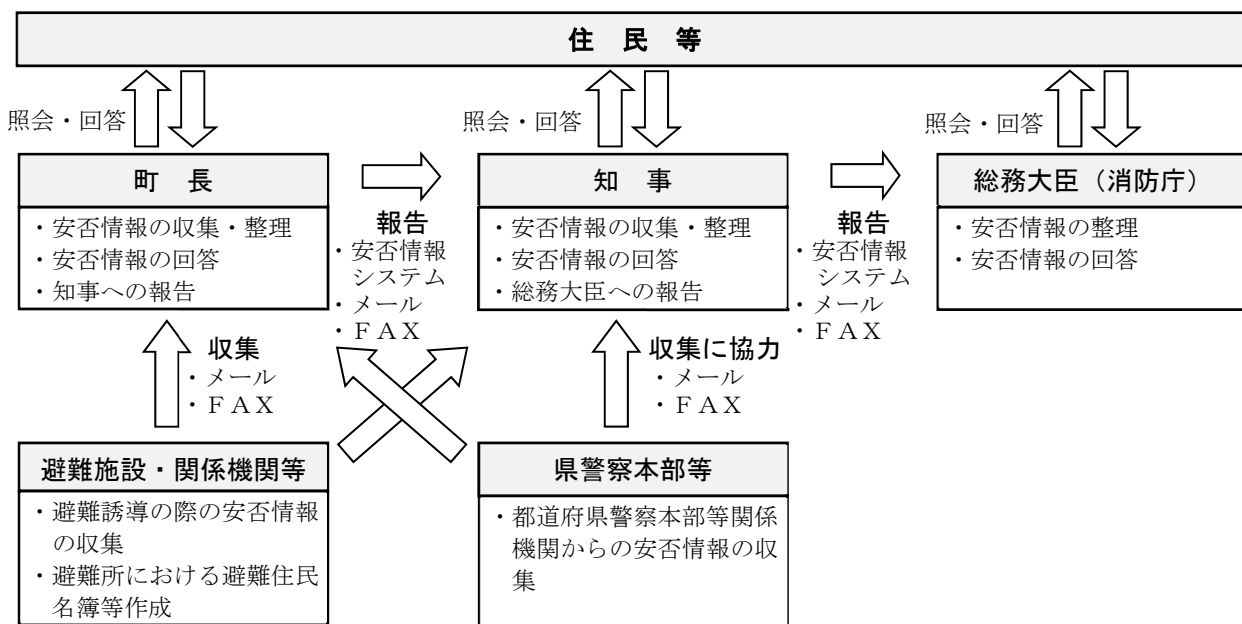
【物資及び資材の備蓄、供給等】



第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



収 集 項 目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他、個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答（①～⑪）の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答（①⑦⑧）の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表（①～⑪）することへの同意

2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答（①～⑦、⑮～⑰）することへの同意

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

《資料編：3-2-1 【様式第1号】安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）》

《資料編：3-2-2 【様式第2号】安否情報収集様式（死亡住民）》

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

《資料編：3-2-3 【様式第3号】安否情報報告書》

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

《資料編：3-2-4 【様式第4号】安否情報照会書》

(2) 安否情報の回答

ア 町は、安否情報の回答については、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当

該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

《資料編：3－2－5 【様式第5号】安否情報回答書》

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることを踏まえ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記3（2）及び（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、町長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の例】

ア 「伊方町●●」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や建築物の地階など屋内に一時退避すること。

イ 「伊方町●●」地区の住民については、●●地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

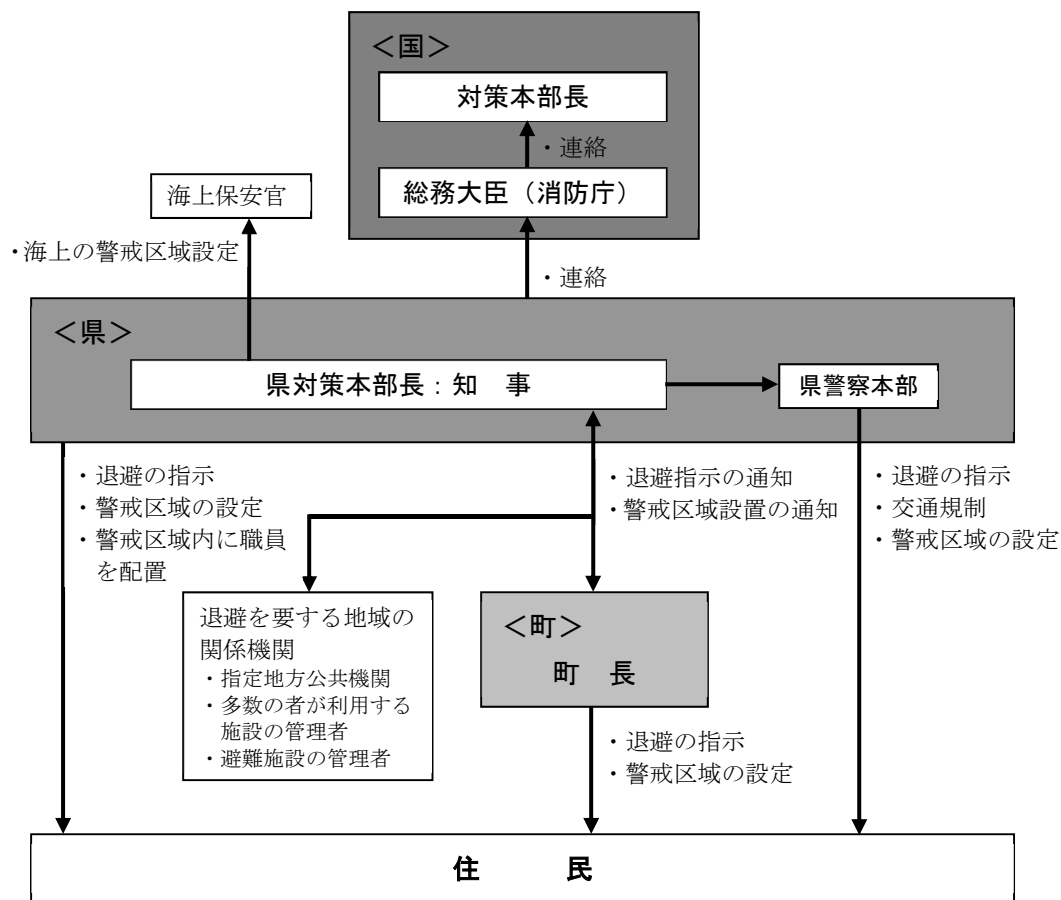
(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、町公式SNS等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も、同様に伝達等を行う。

イ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

【応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図】



(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聴く等安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等（第3編第11章参照）を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、町公式SNS等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

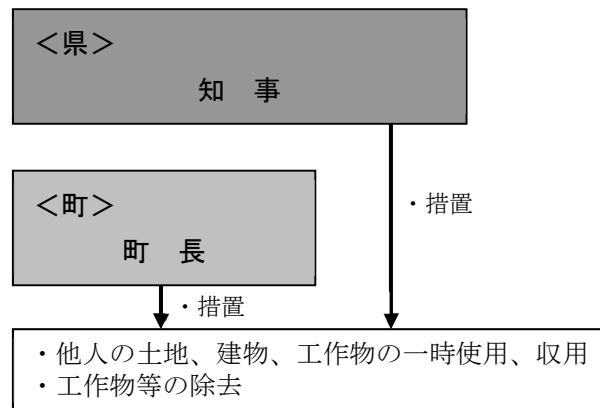
(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

【応急公用負担等に係る措置関連図】



4 消防に関する措置等

（１）町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（２）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

（３）消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

（４）緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、上記（３）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要する等必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（５）消防の応援の受入体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよ

う、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行う等、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立する等、安全の確保のための必要な措置を行う。

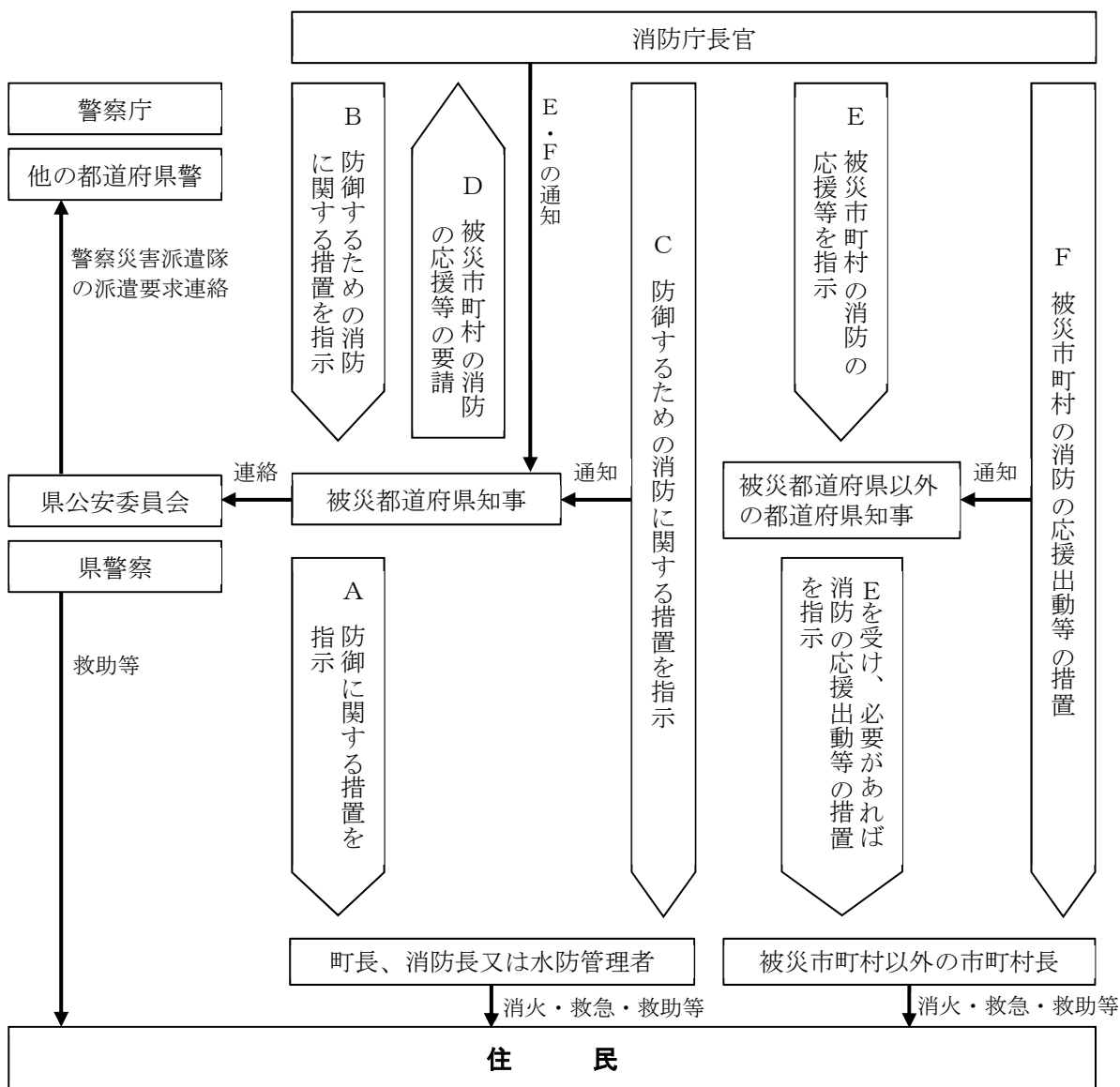
イ その際、町長は必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当らせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 町長は、町が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行う等団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等（第3編第11章参照）を交付し着用させるものとする。

【消防等に関する措置関連図】



第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

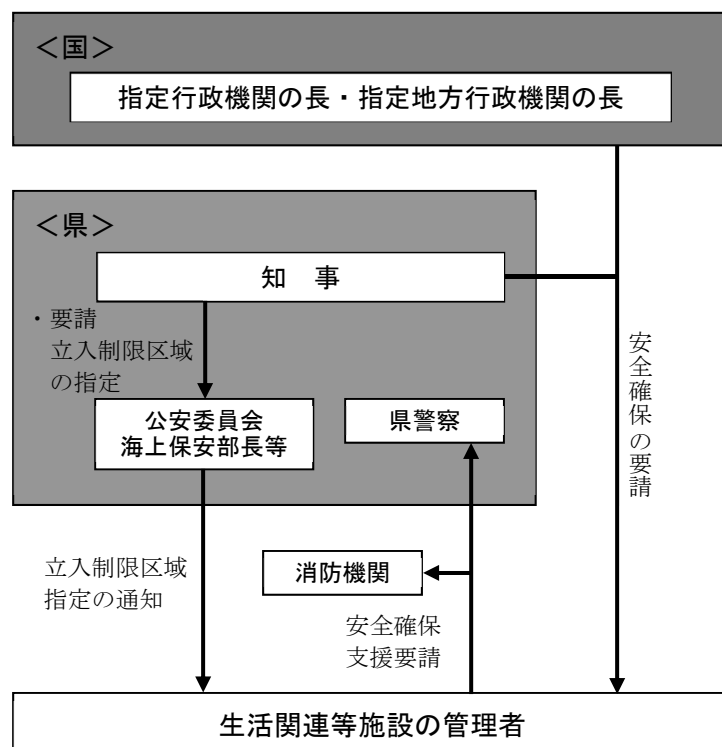
町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

町が加入している一部事務組合が管理する生活関連等施設等については、他の構成市及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

【生活関連等施設の安全確保】



2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送等の措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

【対象】

町の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う消防法第2条第7項の危険物（国民保護法施行令第29条）

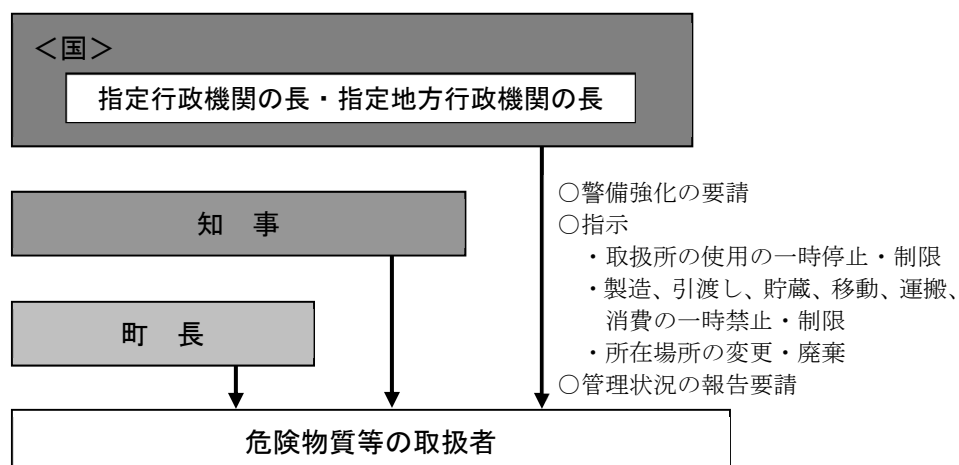
【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、毒劇物については国民保護法第103条第3項第1号）
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、上記（1）【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】のアからウまでの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止】



≪資料編：7－4 生活関連等施設の安全確保の留意点（抜粋）≫

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

町は、N B C 攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずることとし、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

また、町の区域内に原子力発電所施設である伊方発電所があり、国民の保護のため、極めて重大となる伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対し、特別な注意を払う必要がある。このため、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、町地域防災計画原子力災害対策編及び、県地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、第4編で定めるものとする。

(1) 応急措置の実施

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

町は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、N B C 攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したが、目立った被害が見られず、着弾地点で見慣れない容器が発見されたり、煙霧のようなものが立ち上がっているような場合は、弾頭に生物兵器が搭載された可能性がある。

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。また、町は、町を担当する八幡浜保健所が、県警察等の関係機関と連携して行う消毒等に協力する。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーバランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したのに、さほど激しい爆発がない等の場合には、弾頭に化学兵器が搭載されているおそれがある。

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

（５）町長及び消防長の権限

町長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

町長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

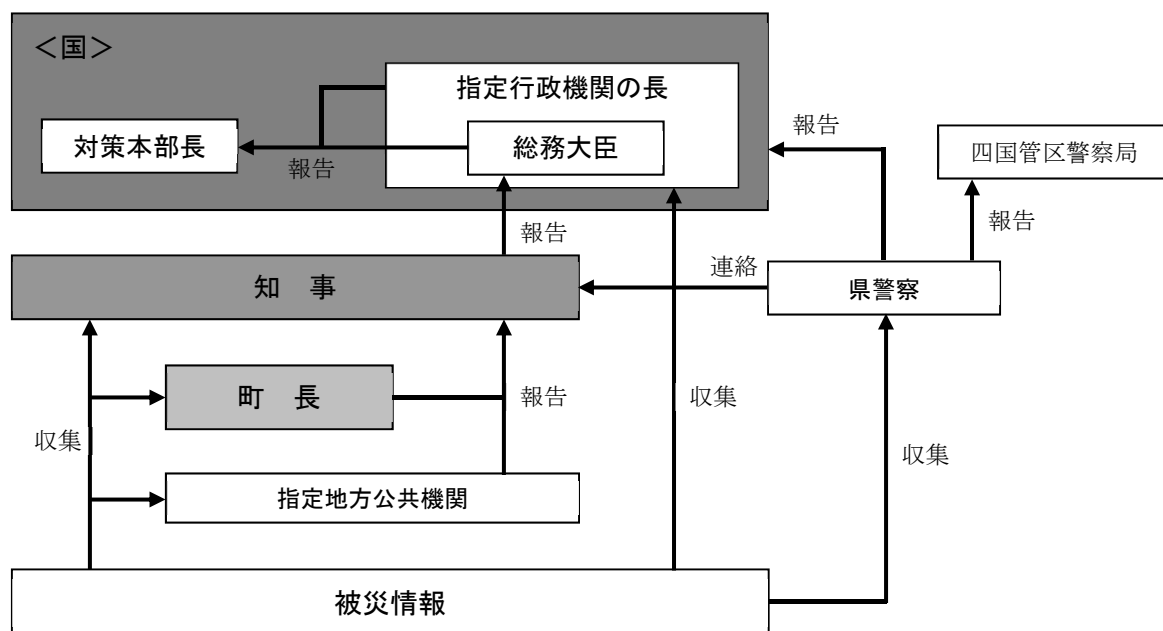
第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 町は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の収集等の措置関連図】



《資料編：3－4 火災・災害等即報要領様式（消防庁）》

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

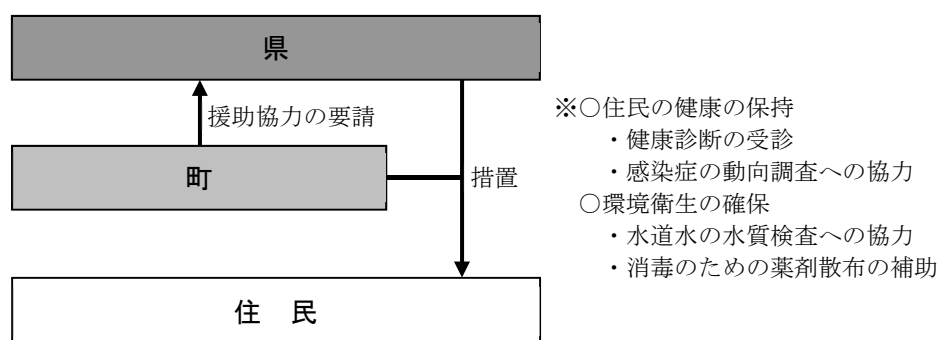
イ 町は、町地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

【保健衛生の確保】



2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、上記アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、町地域防災計画の定めに基づいて「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）、「愛媛県災害廃棄物処理計画」（令和4年9月改定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

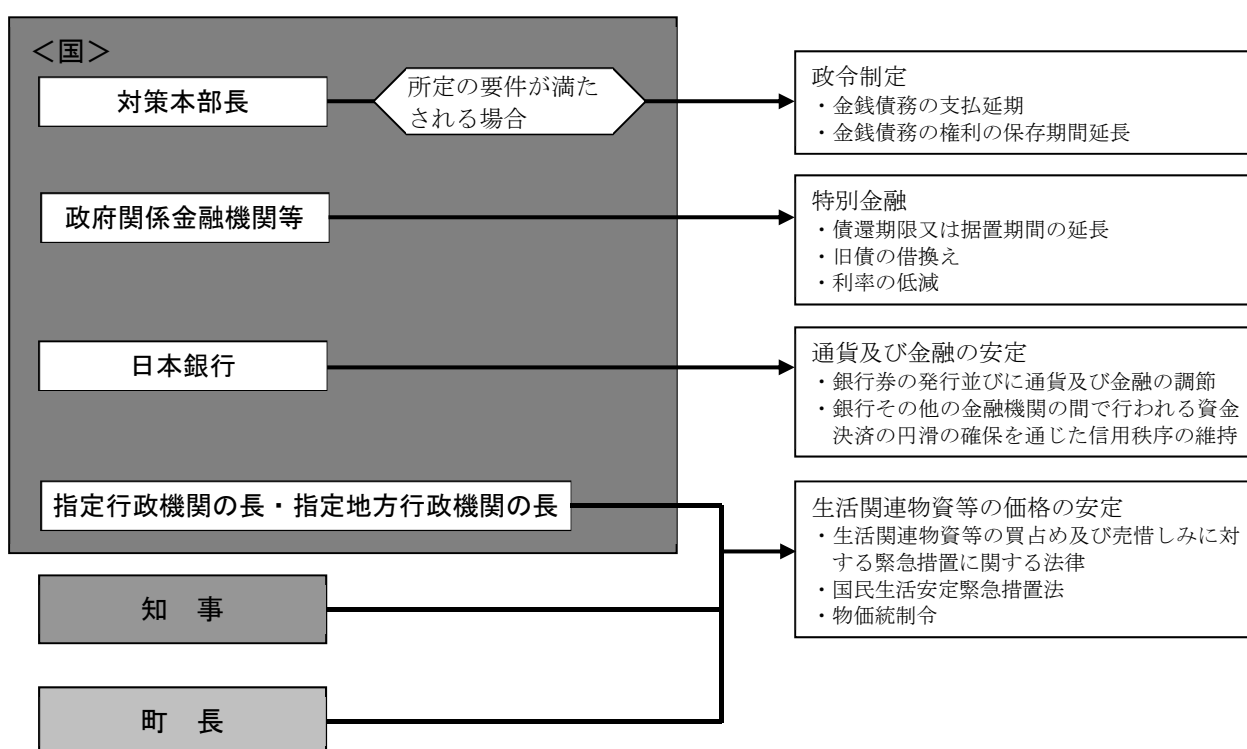
第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

【国民生活の安定に関する措置】



2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 住民相談等

町は、必要に応じて住民相談所を開設し、住民の相談要望等を聴取して、関係各課に連絡し、早期解決に努める。

3 生活基盤等の確保

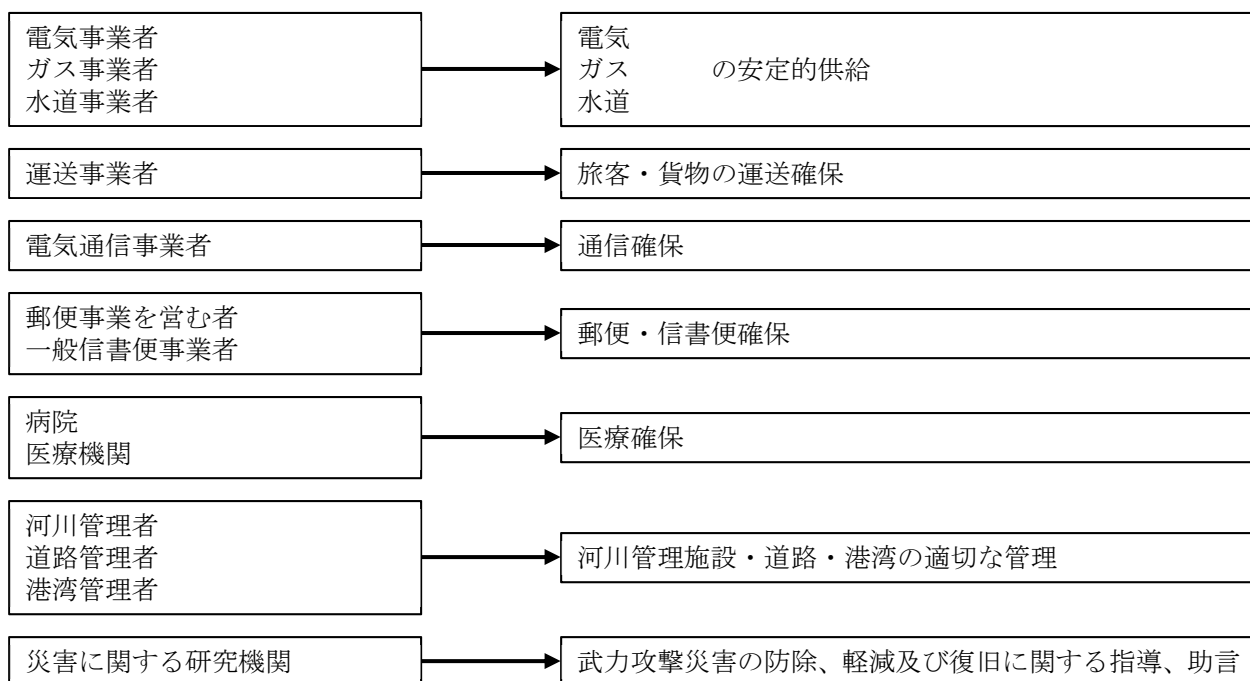
(1) 水の安定的な供給

水道事業者として、町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

【生活基盤等の確保に関する情報】



第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

（1）特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

《資料編：3-3-1 特殊標章》

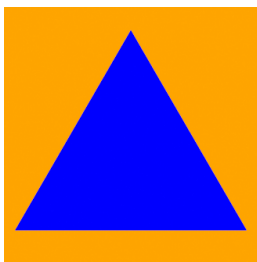
（2）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

《資料編：3-3-2 様式第1号（第3条関係）身分証明書》

（3）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の三角形）

 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp _____		所持者の署名/Signature of holder _____

（身分証明書のひな型）

（日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

2 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日付け消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

（1）町長

- ア 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（2）消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る職務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場等の様々な機会を通じて啓発に努める。

- 《資料編：3－3－3 様式第1号（第4条関係）特殊標章等に係る交付申請書》
- 《資料編：3－3－4 様式第2号（第4条関係）特殊標章等の交付をした者に関する台帳》
- 《資料編：3－3－5 様式第3号（第9条関係）特殊標章再交付申請書》
- 《資料編：3－3－6 様式第4号（第12条関係）身分証明書再交付申請書》

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

第1章 基本的な考え方

伊方発電所は、四国地域で唯一の原子力発電所であり、同所を標的とした武力攻撃が行われた場合には、重大な影響が及ぶことが懸念される。伊方発電所に対する攻撃手段としては、第1編第5章に記載しているとおり、弾道ミサイル攻撃や航空機を利用した自爆テロのほかテロ・ゲリラ等による破壊工作が考えられる。

また、町の区域内に原子力発電所施設である伊方発電所があり、町は、このような住民の生命、身体及び財産を保護する上で極めて重大となる伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対し、特別な注意を払う必要があるため、平素の備えのほか、予防から事後対策までの措置について定めることで、迅速的確な国民保護措置の実施を確保する。

なお、伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処は、原則として、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき作成された町地域防災計画原子力災害対策編に準じた措置を講ずることとし、その対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 原子力災害対策重点区域

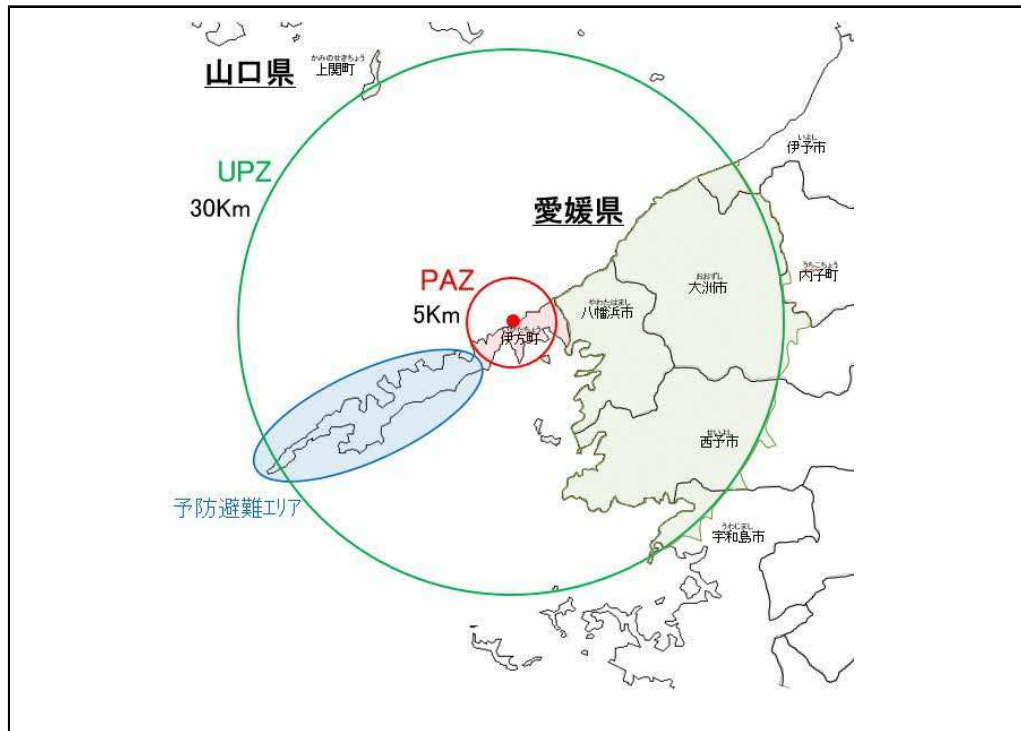
県地域防災計画原子力災害対策編では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、伊方発電所よりおおむね半径5kmを目安とするPAZ、伊方発電所よりおおむね半径5～30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしており、PAZは伊方町、UPZは5市2町にまたがっている。

また、本町の予防避難エリア（PAZ以西の佐田岬半島地域）の住民については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZに準じた避難等の防護措置を準備することとされている。

区 分	範 囲	対象市町
「PAZ」 (Precautionary Action Zone) 【予防的防護措置を準備する区域】	原子力施設を中心として、 おおむね半径5km	伊方町
「UPZ」 (Urgent Protective Action Planning Zone) 【緊急防護措置を準備する区域】 ※予防避難エリア PAZに準じた防護措置を準備する区域	原子力施設を中心として、 おおむね半径30kmの地域から PAZを除いた地域※	伊方町、八幡浜市、 大洲市、西予市、 宇和島市、伊予市、 内子町

※UPZのうち、PAZ以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と

定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る原子力災害対策重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径5kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、原子力災害対策重点区域外とする。



(出典：伊方地域の緊急時対応（内閣府）)

2 武力攻撃原子力災害に対する基本的考え方

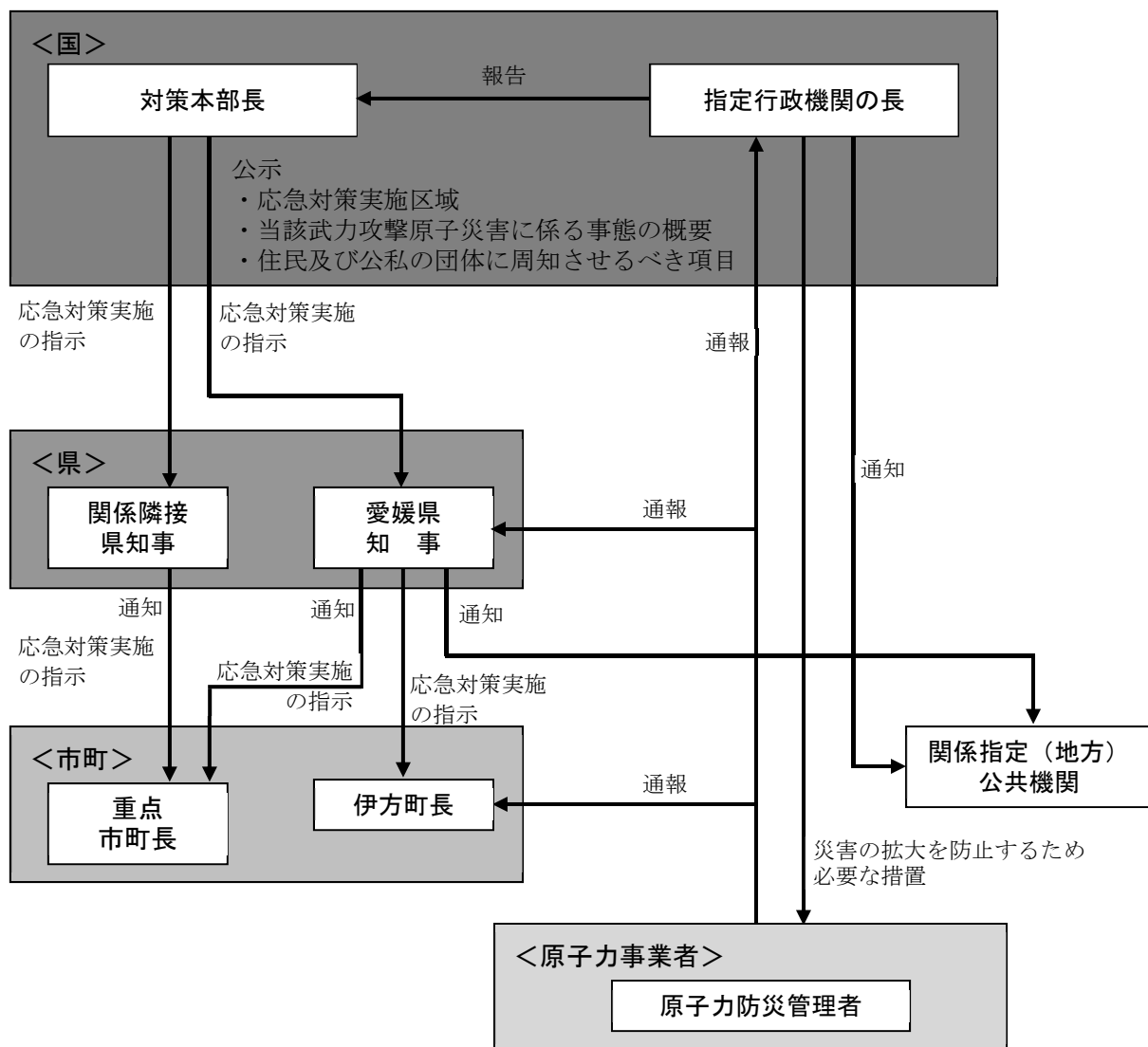
(1) 住民の生命、身体及び財産の保護

町は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態等の推移を的確に見極めつつ、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町（以下「重点市町」という。）、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害を最小限にするよう努める。また、住民の避難誘導等を的確かつ迅速に実施することにより、武力攻撃原子力災害から住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(2) 関係機関との連携

町は、平素から伊方発電所における武力攻撃原子力災害に対し効率的かつ迅速に対応できるよう、国、県、重点市町、原子力事業者その他防災関係機関等との連携体制を整備し、正確な情報収集及び伝達に努める。

【武力攻撃原子力災害への対処】



第2章 平素からの備えや予防

町は、武力攻撃原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、町地域防災計画原子力災害対策編に準じて、武力攻撃原子力災害に関する施設の整備点検及び国民保護措置に関する物資・資機材の備蓄、整備、点検等について必要な事項を以下のとおり定める。

1 原子力事業者の武力攻撃事態等への備え

原子力事業者は、伊方発電所に対する武力攻撃事態等、特に、ゲリラや特殊部隊による破壊・占領等の事態等に備えるため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置等人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視及び監視に関すること等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に所要の措置を講ずることとされている。また、本町で想定される武力攻撃原子力災害への対処に必要な事項については、国民保護業務計画等で定めるところにより、武力攻撃原子力災害に際し、所要の措置を講ずることができるよう体制を整備することとされている。

2 伊方発電所の警備の強化等

知事は、武力攻撃原子力災害の発生防止のため、特に必要があると認める場合には、伊方発電所長に対し、資機材の整備、巡回の実施等武力攻撃等における安全確保措置について必要な措置を定めるよう要請することができるとされている。なお、知事は、原子力災害対策特別措置法第32条に基づき、原子力事業者が行う武力攻撃原子力災害の予防のための措置（防災要員の配置、防災資機材の整備等）が適切に行われていることについて、同法の施行に必要な限度において、立入検査により確認するものとされている。また、知事は、伊方発電所の警備強化を図るために、県警察及び海上保安部長等との連携に努めるものとされている。

3 愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会への参加

町は、武力攻撃原子力災害の発生時には、県、重点市町、伊方原子力規制事務所、原子力事業者、自衛隊その他防災関係機関等と一体となって国民保護措置を実施することが必要であるため、県をはじめとする関係機関で構成する愛媛県武力攻撃原子力防災連絡協議会に参加することにより、平素からの関係機関相互の連携に努める。

4 武力攻撃原子力災害におけるモニタリング体制の強化

町は、県と連携を図り、平時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリング資機材等を整備・維持管理する。

また、武力攻撃原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、国や県等の防災関係機関が実施するモニタリング資機材等の操作訓練、操作講習会等に職員を積極的に参加させる等、習熟に努めるものとする。

5 武力攻撃原子力災害における原子力災害医療体制の強化等

(1) 原子力災害医療体制の強化

町は、武力攻撃原子力災害の発生により、住民等に汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれがある者及び一般傷病者が発生した場合には、実効的な原子力災害医療活動が実施される

よう、町地域防災計画原子力災害対策編に準じて、国、県、重点市町、原子力事業者、医療機関等の関係機関と連携を図る体制を整備する。

特に、武力攻撃原子力災害時には、短時間で多くの汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれがある者及び一般傷病者が発生する可能性があることから、原子力災害医療体制の強化を図る。

また、町は、汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれがある者及び一般傷病者の受入れを要請する場合に備え、国、県又は近隣県の医療機関と平素より緊密な連携を図る。

(2) 安定ヨウ素剤の配備体制

町は、武力攻撃原子力災害における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、PAZに居住する住民を対象に、安定ヨウ素剤の事前配布を行っており、予防避難エリアに居住する住民については、県が備蓄する安定ヨウ素剤の配布手順をあらかじめ関係機関と協議し、迅速かつ確実に配布できる体制づくりに努める。

6 武力攻撃原子力災害に備えた国民保護に関する啓発等

町は、武力攻撃原子力災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、国、県、重点市町及び関係機関等と協力し、住民に対し様々な媒体等を活用して、予防又は災害応急措置等の武力攻撃原子力災害に関する知識の普及啓発に努める。

7 要員の安全確保に必要な資機材の強化

町は、県や関係機関と協議し、武力攻撃原子力災害時における応急対策に従事する要員の安全を確保するため、放射線防護資機材のほか、武力攻撃原子力災害時における住民避難誘導等に必要な資機材等の整備拡充に努める。

8 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の活用

(1) 町は、県及び国と連携し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び武力攻撃原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。

(2) 町、県、国及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、武力攻撃原子力災害時においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について、維持及び管理に協力するものとする。

第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立

伊方発電所への武力攻撃の兆候を発見した場合や武力攻撃原子力災害が発生した場合に、関係機関が行うべき情報伝達及び国民保護措置の実施体制について、以下のとおり定める。

1 伊方発電所における武力攻撃の兆候の通報（伊方発電所長等が行う通報）

伊方発電所長又は伊方発電所原子力防災管理者（以下「伊方発電所長等」という。）は、伊方発電所において、従業員等から武力攻撃又は武力攻撃原子力災害の兆候を発見した事実の報告を受けた場合は、直ちに県、町、重点市町、消防本部、警察署及び海上保安部に通報するよう努めるものとされている。

2 放射性物質等の放出等の通報等

（1）町長は、伊方発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）から、武力攻撃に伴って、伊方発電所若しくは事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出若しくは放出のおそれに関する通報を受けたとき、又はその旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（「事業所外運搬」に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関、住民及び各関係機関に連絡する。

（2）町長は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力防災管理者及び内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報するとともに、その受信確認を行う。

3 現地対策本部の設置

町は、オフサイトセンター等に国の現地対策本部が設置された場合には、国の要請に基づき、国の現地対策本部へ職員を派遣する。

また、町長は、安全の確保に留意しつつ、オフサイトセンター等に町現地対策本部を設置し、国、県の現地対策本部及び重点市町等とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

なお、オフサイトセンター等が被災した場合に備え、代替オフサイトセンターとして、愛媛県庁及び砥部町文化会館が指定されている。

代替オフサイトセンター	場 所	備 考
愛媛県庁	松山市一番町 4-4-2	原子力災害対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく、オフサイトセンター指定の要件
砥部町文化会館	伊予郡砥部町宮内 1410	

4 原子炉の運転停止等の要請

(1) 国の命令による停止

原子力事業者は、国において、原子炉の運転を停止すべきとの命令が行われた場合、直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

(2) 原子力事業者自らの判断による停止

原子力事業者は、突発的な危機が発生した場合等特に緊急を要する場合は、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

(3) 知事が行う原子炉の運転停止等の要請

知事は、武力攻撃に伴い、伊方発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、自ら原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講ずるよう要請するものとされている。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

5 武力攻撃原子力災害の公示の通知

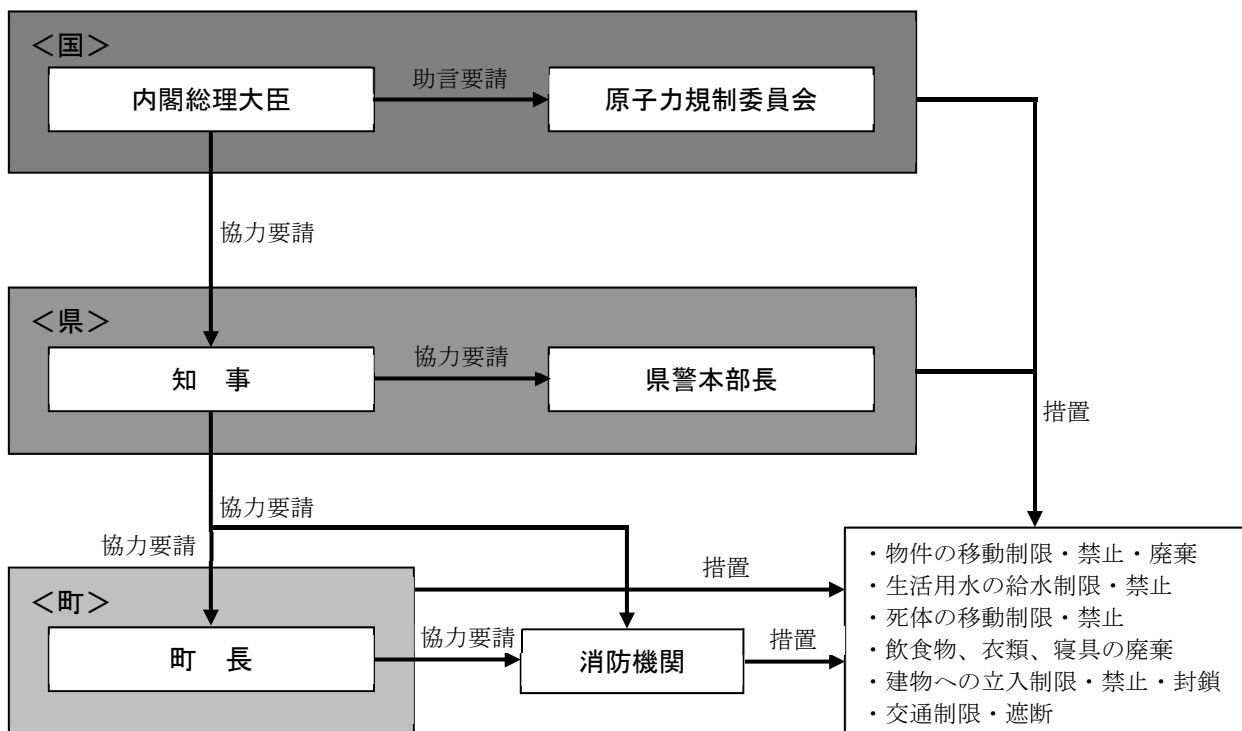
(1) 町長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

(2) 町長は、知事から、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、関係機関と協力し、応急対策を行う。

第4章 武力攻撃原子力災害への対処等

町は、町に所在する伊方発電所の武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、町地域防災計画原子力災害対策編に準じた措置を講ずる必要があるため、武力攻撃原子力災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

【放射性物質等による汚染の拡大の防止】



1 放射性物質等の放出等に係る原子力事業者の応急措置等

原子力防災管理者は、伊方発電所において、本編第3章1及び2に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、直ちに武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行うこととされている。

また、原子力防災管理者は、国（経済産業省、原子力規制委員会、海上保安部）、県、重点市町、県警察本部、重点市町を管轄する八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、伊予警察署、宇和島警察署（以下「関係警察署」という。）、重点市町を管轄する八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、伊予消防等事務組合消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「関係消防機関」という。）、原子力防災専門官（「事業所外運搬」に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会、国土交通省、県、重点市町及び当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等）等に、応急措置の概要を報告することとされている。

2 応急措置の実施

町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して次に掲げる応急措置を実施する。

- (1) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する措置
- (2) 県が実施する放射線量の測定への協力その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集
- (3) 被災者の救難・救助その他保護に関する措置
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する措置
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する措置
- (6) 緊急輸送の確保に関する措置
- (7) 食料、医療品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置
- (8) その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

3 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 町は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、武力攻撃原子力災害合同対策協議会と必要な連携を図る。
- (2) 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

4 武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達

町長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、速やかに、住民、関係のある公私の団体、町の他の執行機関に対し、防災行政無線等により、その内容を通知する。

5 武力攻撃原子力災害における住民の避難等

町は、国、県、重点市町及び関係機関等との連携を密にし、町地域防災計画原子力災害対策編及び及び町避難行動計画に準じて、住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 町長は、武力攻撃原子力災害が、発生し、又は発生するおそれがある場合において、モニタリングの結果等の分析内容から、防護措置の実施に係る指標の数値に達するおそれがあると認められる場合には、直ちに、国、県及び重点市町長と協議して、住民の避難等の準備に着手する。

その場合の防護措置の実施に係る指標については、町地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

- (2) 町長は、国対策本部長による避難措置の指示を受けて、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民等を避難させるものとする。この場合、「屋内退避」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づき適切に行う。また、伊方発電所の地理的条件などを踏まえ、船舶による海路避難も含めた適切な避難の指示を行う。

- (3) 町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況によって知事からの避難の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示などの応急措置を講ずる。
- (4) 町は、武力攻撃原子力災害時において、要配慮者及び社会福祉施設の状態を適切に把握するとともに、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、県、他市町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

6 武力攻撃原子力災害における緊急時モニタリングの実施

町は、モニタリングの実施について、状況に応じ、町地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

7 武力攻撃原子力災害における原子力災害医療の実施

(1) 原子力災害医療の実施

町は、県の実施する、武力攻撃災害時における汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれがある者及び一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動に協力する。

原子力災害医療体制は、拠点病院、協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター、基幹高度被ばく医療支援センター等の医療機関からなるものとし、各医療体制の役割に応じ、サーベイランス、スクリーニング、線量評価、除染、診療等を行う。

(2) 国及び各関係医療機関への要請等

県は、国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣及び各関係医療機関への専門的診療等が必要とされる重篤な汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれがある者及び一般傷病者の受入れについて、要請を行うとされている。

町は、これらの措置を行うこととされた場合において関係機関と連携し協力を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

町は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、町地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

町は、避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、町地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

8 飲料水・飲食物の摂取制限等

町は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、町地域防災計画原子力災害対策編等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

この場合において、飲料水及び食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。

9 要員の安全の確保

町は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等の場で積極的な収集に努めるとともに、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

10 事後対策の実施

(1) 被災地域における汚染の除去

町は、国の指導・助言の下、県対策本部の協力を得、重点市町、原子力事業者及び関連機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

(2) 緊急時モニタリングの実施及び結果の公表

町は、県の実施する緊急時モニタリングに協力し、その結果を速やかに公表する。

(3) 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

町は、国、県及び重点市町と協力して、武力攻撃原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るよう努める。

また、町は、国、県及び重点市町とともに、伊方発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(4) 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県と連携し、武力攻撃原子力災害による風評被害等の影響を軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

また、町は、国、県、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者、汚染・被ばくのおそれのある者及び一般傷病者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表する。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。その際には、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところによるものとする。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁

町は、国民保護措置の実施において他の市町村長の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした市町村長に費用の一時立て替え支弁を求めることとする。

第6編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1に掲げる武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。